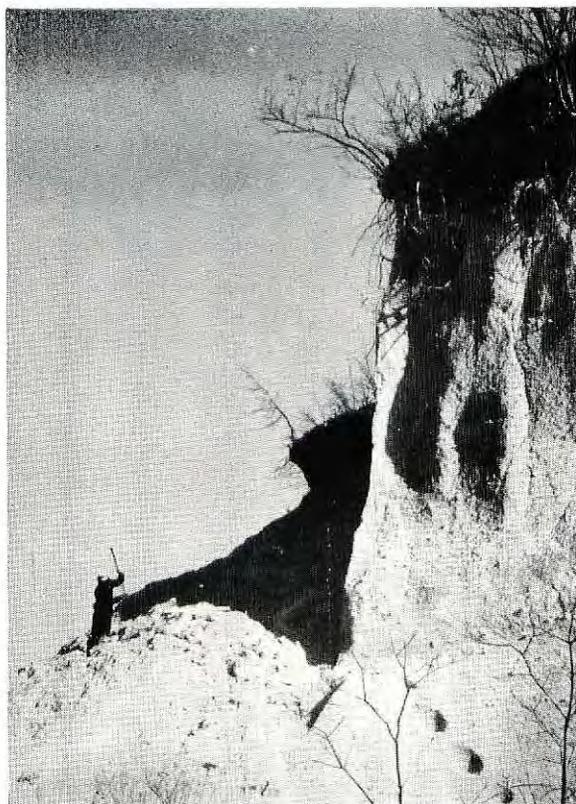


北海道議會時報

特集 第三回定例道議會

第 8 卷 第 11 号

昭和 31 年 11 月



北海道議會事務局

— 第 11 号 目 次 —

議会の動き

第三回定例道議会の議決を経た条例の公付調……………58

第三回定例道議会……………1
 本 会 議……………2
 決 議・意見書……………28
 常 任 委 員 会……………33
 特 別 委 員 会……………45

雑 録

地方行政疑義問答集……………60

市長の解職投票に関する疑義

予算特別委員会
 総合開発調査特別委員会
 北海道税条例改正審査特別委員会
 冷害凶作対策特別委員会

請 願・陳 情……………5

会 合

全国都道府県議会議長会……………51
 東北七県北海道知事議長合同会議……………56

北海道議会常任委員会及び特別委員会委員名簿……………63
 北海道議会議席表(31・9・21現在)……………66

図書室だより……………67

資 料

十月十五日現在産米収穫予想……………57

十月のメモ

表紙写真

石 切 山 一札幌郊外一

北海道議会事務局撮影

議会の動向

第三回定例道議會

議案

第三回定例道議會に知事から提出のあつた案件

- ① 第三回定例道議會は九月二十一日に招集され同日開会、地方自治法改正に伴う道議會の定例会の回数を決める条例制定の件その他二十九案件が上程され、知事より本年の冷害状況並びに議案に対する提案理由の説明があつて、直ちに冷害凶作対策特別委員会を設置し、二十四日北海道の冷害対策に関する意見書を可決した。
- ② 地方自治法改正に伴う道議會委員会条例並びに會議規則の改正は二十六日に可決され、翌二十七日各常任委員の選任を終り、制度改正による常任委員会は新発足した。
- ③ 北海道教育委員会の委員選任同意については二十九日に提案され、翌三十日は休日であるが特に本會議を開いて上程し、無記名投票による採決の結果反対四十八票、賛成三十七票で知事提案は否決された。十月九日改めて提案の上同意議決、新構成の教育委員会は同日発足した。
- ④ 本會議は十月一日より三日まで三日間休会の後、十月四日より代表質疑に入り、翌五日をもつて全部の質疑を終了、直ちに予算特別委員会を設置し審議を委員会に移した。各委員会の審査を終つて、十月九日には予算案をはじめ各議案を議決し、また欠員中の監査委員の選任

提出月日	番号	件名	議事経過
九、二一	一	北海道議會の定例会の回数を決める条例制定の件	一〇、九 原案可決
同	二	北海道特別職職員給与等に関する条例制定の件	同
同	三	北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	四	北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	五	北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	六	北海道職員の特殊勤務手当に関する条例制定の件	同
同	七	北海道学校職員の特殊勤務手当に関する条例制定の件	同
同	八	北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例制定の件	同
同	九	北海道職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	一〇	昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する条例制定の件	同
同	一一	北海道監査委員に関する条例制定の件	同
同	一二	市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限についての手続及び効果に関する条例制定の件	同
同	一三	市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の懲戒の手続及び効果に関する条例制定の件	同

も決定された、なお第二回定例会より継続審査の自動車取得税関係の道税条例改正案はなお継続審査されることとなつた。

⑤ 会期は二回延長し、開会以来十九日間にわたる審議を終えて十月九日閉会した。

⑥ 提出案件の処理状況次のとおり。

提案者	提出案件	議決の要領						計
		可決	原議	同議	承議	認議	修正	
知事	五一四(一)	三	一	四	二	一	一一	
議員	八	三	一	四	二	一	一一	
計	五九四九(一)	五九	八	五九	八	五九	五九	

() は第二回定例会より継続審査中のもの

本 会 議

○九月二十一日 午後二時三十九分荒議長開会を宣し、引続き開議、署名議員の指名、諸般の報告、議席の変更指定の後、日程に入り、日程第一議案第一号乃至第二十五号、報告第一号乃至第四号を議題に供し、知事より冷害状況及び対策の現況説明並びに提案理由の説明を聴取、予め時間延長を行い、次に日程第二議案第一号を議題に供し、趣旨弁明を省略、朗読の後、原案可決、ついで次のとおり冷害凶作対策特別委員の選任を決定した。

- 桶 谷 利 男 (自民)
- 西 島 順 三 (自民)
- 増 田 信 一 (社)

同	九、二二	一四	北海道新市町村建設促進審議会条例制定の件	一〇、九 修正議決
同	一五	一五	北海道有財産条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	一六	一六	北海道警察組織条例の一部を改正する条例制定の件	一〇、九 原案可決
同	一七	一七	北海道警察組織条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	一八	一八	北海道立診療所条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	一九	一九	北海道家畜市場取締条例を廃止する条例制定の件	同
同	二〇	二〇	留萌郡鬼鹿村を廃しその区域を小平村に編入するの件	九、二四 原案可決
同	二一	二一	財産取得に関する件	一〇、九 原案可決
同	二二	二二	道有財産の売払契約締結に関する件	同
同	二三	二三	資金前渡に関する件	同
同	二四	二四	工事請負契約の締結に関する件	一〇、九 同意議決
同	二五	二五	公有水面埋立地を稚内市の区域へ編入するの件	一〇、九 原案可決
九、二四	二六	二六	島牧郡西島牧村及び東島牧村を廃しその区域をもつて島牧村を置くの件	九、二四 原案可決
同	二七	二七	美国郡美国町、積丹郡入舸村、余別村を廃し、その区域をもつて積丹町を置くの件	同
同	二八	二八	空知郡富良野町及び東山村を廃し、その区域をもつて富良野町を置くの件	同
同	二九	二九	積丹町の属すべき郡の区域を定めるの件	九、二四 原案可決

児見山 増 夫(社)
 秋山 孝太 郎(協ク)
 堀 重 平(社)
 堀野 豊 夫(社)
 伊藤 作 一(自民)
 大沢 重太 郎(自民)
 渡部 勇 雄(社)
 橋本 正 誉(社)
 高橋 石 松(協ク)
 新川 輝 隆(労)
 笠井 幸 衛(社)
 蒔田 余 吉(自民)
 中 牧 保(自民)
 本多 吉 江(自民)

ついで九月二十二日の日程を報告、午後三時散会。

冷害に関する知事説明要旨

ここに今年の北海道冷害凶作の現状と、これに対し今日まで採つて参りました措置等について御報告申し上げたいと存じます。

先づ、今回の冷害凶作をもたらした異常気象について御説明申し上げますと、本年の気象は、四月から五月にかけての播種期におきましては、比較的恵まれた天候で経過しましたが、五月上旬以降になつて異常な高温とその上降水量がほとんどないという気象状況のため、土壌は極めて乾燥し、農作物の発芽は著しく妨げられたのであります。従つて、一部地方においては旱害を蒙り、更に北見地方では数回に亘る烈風によりまして、表土が飛散し、再播を余儀なくされたのであります。

しかるに、六月に入つてからは連日の冷涼多湿の気候に一変し、平均気温は平年より二度ないし四度も低く、更に日照は各地とも平年の六十パーセント以下と

同	同	一〇、四	九、二九	同	同	同	同	九、二七	同	同	同	同	同	同	九、二六
四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇
財産の処分に関する件	財産の取得に関する件	北海道警察組織条例の一部を改正する条例制定の件	北海道教育委員会委員選任につき同意を求めめる件	道営住宅入居者の明渡請求に関する調停申立等の件	士別市と上川郡朝日村との境界変更の件	常呂郡佐呂間村及び若佐村を廃し、その区域をもつて佐呂間町を置くの件	河西郡御影村を廃し、その区域を上川郡清水町に編入するの件	常呂郡相内村を廃し、その区域を北見市に編入するの件	北海道起債議決変更の件	北海道起債に関する件	昭和三十一年度北海道有財産整備資金歳入歳出追加予算	昭和三十一年度北海道有林野事業費歳入歳出追加更正予算	昭和三十一年度北海道自動車税費歳入歳出追加予算	昭和三十一年度北海道地方競馬費歳入歳出追加予算	昭和三十一年度北海道歳入歳出追加更正予算
同	同	原案可決	九、三〇	原案可決	同	同	同	九、二七	同	同	同	同	同	同	原案可決

いう気象状態を呈し、特に十勝では平年の二十五パーセント、北見では十一パーセントに過ぎなかつたという現象を見るに至つたのであります。

このような気象条件のため、農作物の生育は極端に遅延し、或は障害を受け、そのため全道的に水稲は不稔粒が多く、また畑作物も生産地の道東、道北地方では、既に収穫無またはそれに近い現状となり、更に八月、台風九号の襲来による悪条件が重なつた結果、全国的豊作に反して遂に決定的な冷害凶作の壊相を呈するに至つたのであります。

目下九月十五日現在で最終的な被害数字を取まとめておりますが、八月二十五日現在における各地の被害額は、実に約四百億円の巨額に及ぶ見込でその規模、程度において昭和二十九年の冷害以上の状況であります。

道といたしましては、このような事態に備え、今春以来、支庁、市町村並びに農業関係団体を通じて、気象の変化に応じた生産指導に鋭意努めてきたのであります。最早決定的となつた冷害凶作の現状に鑑みまして、早急に応急、恒久の諸対策を樹立実施することが必要と判断しましたので、去る九月六日庁内に冷害対策本部を設置し、被害把握と対策の樹立推進に努めると共に、私自身九月十五日より四日間に亘り被害地の実情を詳細調査いたしました。

また、全道の自治団体、関係官庁並びに農業団体等の御賛同を得て、北海道冷害対策連絡協議会を結成し、九月十三日及び十八日の両日、会議を開催して、対策の協議検討を重ねた結果、取りあはず当面の事態に対処すべき応急対策事項を決定し、去る十九日、求道中の衆議院農林水産委員一行に陳情要請いたしました次第であります。

なお、衆議院農林水産委員会におかれては、逸早くこれを憂慮され、九月十三日より七日間にわたり冷害凶作の状況を現地につき具さに調査下され、被害の予想以上深刻であることを認識されて、今後の善処方を約束されましたことは、私共地元として心から感謝いたすと共に、意を強くいたしました次第であります。

私といたしましては、第一に特に本年の冷害が二十八、二十九年の相次ぐ冷害に重なる災害である点、更にまた第二には全国的な豊作に対し、北海道のみに限定せられた地方的災害として取り扱われる懸念が非常に多い点などから、これが対策推進には従来にも増して一層の努力を要するものと考えられますので、二十八年、二十九年の冷害の貴重な体験を生かしつつ、被害農民の窮状を打開するため、就労対策、食糧対策、営農資材対策、金融対策、地方財政対策等当面の応

報 告

一〇、九	四六	北海道教育委員会委員選任につき同意を求めめる件	一〇、九
同	四七	北海道監査委員選任につき同意を求めめる件	同

九、二一	一	専決処分報告の件	一〇、九
同	二	専決処分報告の件	承認議決
同	三	専決処分報告の件	同
同	四	専決処分報告の件	同

前回より継続審査中のもの

七、二六	二一	北海道税条例の一部を改正する条例制定の件	一〇、九
八、一〇	六五	利尻郡鬼脇村及び鷲泊村を廃し、その区域をもつて東利尻村を置くの件	継続審査
			九、二二
			原案可決

議員から提出のあつた案件

会 議 案

提出月日	九、二六	番号	一	件 名	北海道議会委員会条例制定の件	議事経過	九、二五
							原案可決

急対策は勿論、恒久対策についても、その速かな樹立推進を図つて参りたいと存じておる次第であります。

以上現在までの経過を簡単に申し述べた次第であります。いづれ確定的被害状況が判明した次第、具体的対策を樹立し、道議会議員各位始め、関係諸機関、諸団体の御指導と御協力によつて、国の実施すべきものにつきましては、強力に中央に働きかけると共に、道として措置すべき事項については、本議会で御提案いたし、でき得る限りの対策を講じて参る決意を固めておる次第であります。

知事説明要旨

只今議題となりました北海道議会の定例会の回数を定める条例案その他についてその概要を御説明申し上げます。

今回提出いたしました案件は主として先般の国会において成立を見ました地方自治法の一部を改正する法律、その他の法律の公布に伴い所要の措置を講じようとするものであります。

先ず地方自治法の一部を改正する法律に関連する案件から申し上げます。

議案第一号は、北海道議会の定例会の回数を定めるものであります。過般の法改正におきまして普通地方公共団体の議会の定例会は、毎年四回以内において条例で定めることと規定せられましたので道といたしましては、年四回とすることを適当と認め、ここに提案いたしました次第であります。

次に議案第二号は、北海道特別職職員給与等に関する条例案であります。今回新たに常勤の監査委員に対する給料額を規定いたしました外は、従来それぞれ単行条例をもつて規定しておりました特別職職員の給与等に関する条例を、この際、統合整備しようとするものであります。

次に議案第三号乃至議案第五号は、北海道職員、北海道学校職員及び北海道地方警察職員に係る職員手当の名称を地方自治法の改正規定に即応して改めると共に、准休代替教員の給与等について新たに規定しようとするものであります。また議案第六号乃至議案第八号は、北海道職員、北海道学校職員及び北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例でありましてこれ等は従来規則をもつて規定いたしましたしておりますが、過般の法改正に伴い、いずれも条例の設定を要するこ

同	二	北海道議会々議規則制定の件	同
一〇、五	三	北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例制定の件	一〇、九 原案可決

決議案

九、二一	一	冷害凶作対策特別委員会設置に関する決議	九、二一 原案可決
一〇、九	二	総合調査特別委員会の調査事項に関する決議	一〇、九 原案可決

意見案

九、二四	一	北海道の冷害凶作対策に関する意見書	九、二四 原案可決
一〇、八	二	日ソ漁業委員会における日本側任命に関する要望意見書	一〇、八 原案可決
一〇、九	三	道路整備十ヶ年計画策定に関する意見書	一〇、九 原案可決

請願・陳情

① 第三回定例道議会において各常任委員会に付託された請願・陳情並びに審査の結果はつぎのとおり。

請願

文書 番号	件名	請願者	付託 委員会	審査 結果
342	在留中国人及び朝鮮人の身分保障等に関する件	北海道華僑 総会々々長	総務	継続審査

となりましたので、その措置を講ずると共に北海道職員の特種勤務手当に新たに潜水作業手当及び発電所業務手当を加え、保健所に勤務する医師に支給する医学研究手当を若干引上げ、また北海道地方警察職員に係る特殊勤務手当において、新たに講師手当を加える等若干の給与措置に依つて所要の改正を加えた次第であります。

次は地方自治法以外の法律の制定に伴う措置であります。先ず議案第九号は失業保険法並びに国家公務員等退職手当暫定措置法の改正に伴い、所要の措置を講じようとするものであり又議案第十号は昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額改訂に関する法律の公布に伴い国家公務員の例に準じこの条例を制定しようとするものであります。

次は議案第十四号についてであります。本件は新市町村建設促進法の制定公布に伴い新市町村建設計画の調整、その実施の促進等のため附属機関として審議会を設置しようとするものであります。

更に議案第十五号は、北海道有財産条例の一部改正であります。本件は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の公布に伴い教育財産の範囲を明確にすると共に教育財産の取得、管理処分に関する所掌事項について規定しようとするものであります。

次に議案第二十号は留萌郡鬼鹿村を廃し、その区域を小平村に編入しようとするものであります。本件は社会経済等の諸事情を等しくする両村が合併により一層自治の伸展を期そうとするものであり、適当と認め提案いたしました次第であります。

次に報告第一号乃至報告第三号について申し上げます。本件は北海道職員及び北海道学校職員、北海道地方警察職員等に対する昭和三十一年度における寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する条例でありまして、昭和三十一年八月三十一日に支給いたしますためこれを専決処分いたしました次第であります。

以上提出案件の主なものについて、その大要を御説明申し上げた次第であります。なお詳細につきましては御質問に依りて御答弁申し上げます。よろしく御審議の程をお願いいたします。

358	357	356	355	354	353	352	351	350	349	348	347	346	345	344	343
幌加内村の冷害凶作対策の件	増毛町別荘地区道有林を農耕適地として開牧の件	釧路警察署移転の条例改正反対の件	留萌管内冷害対策の件	町立芽室高校を道立に移管の件	農林省十勝種畜牧場を入植地として開放の件	後志管内の冷害凶作対策の件	北見管内の冷害凶作対策の件	網走管内の冷害凶作対策の件	千歳町の冷害凶作対策の件	江部乙高等学校を道立に移管の件	北海道釧路商業高等学校通常課程二学級増募の件	北海道網走向陽高等学校普通課程学級増加の件	北海道釧路工業高等学校に建築課程設置の件	香深村道香深尺忍本線を道々に昇格の件	小樽定山溪間道路完成促進の件
幌加内村長	増毛町長	瀬棚町長	留萌管内冷害対策協議会々々長	芽室町長	清水町農業委	後志冷害対策推進協議会々々長	北見地区農民連盟執行委員長	網走管内町村会長	千歳町長	江部乙町教育委員長	釧路市長	同高校PTA会々々長	釧路市長	香深村長	小樽市長
冷害対策	林文務教	総務	冷害対策	林文務教	農務	同	同	同	特委	同	同	同	林文務教	同	建設
同	継続審査	不採択	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	継続審査

○九月二十二日 午後二時四十五分開議、諸般の報告の後、日程第一前回より継続審査の議案第六十五号利尻郡鬼脇村及び鷺泊村を廢しその区域をもつて東利尻村を置くの件を議題に供し、官北総務委員長(社)より委員会の審査の経過並びに結果について報告の後、委員長報告のとおり原案可決、ついで議事進行の都合により残余の日程を延期し本日はこの程度にて散会することに決し、午後二時四十九分散会。

○九月二十四日 午後二時五十二分開議、諸般の報告の後、予め時間延長を行い、日程を変更し議案第二十号を議題に供し、委員会の審査を省略して原案可決、次に日程に追加し議案第二十六号乃至第二十九号を議題に供し、知事より提案理由の説明を聴取、委員会の審査を省略していずれも原案可決、次に日程に追加し意見案第一号を議題に供し、趣旨弁明を省略、朗読の後、原案可決、ついで議事進行の都合により残余の日程を延期し本日はこの程度にて散会することに決し、午後三時一分散会。

知事説明要旨

只今議題となりました案件についてその概要を御説明申し上げます。
 先ず議案第二十六号は、島牧郡西島牧村及び東島牧村を廢し、その区域をもつて島牧村を、また議案第二十七号は、美国郡美国町、積丹郡入舸村及び余別村を廢し、その区域をもつて積丹町を、更にまた議案第二十八号は、空知郡富良野町及び東山村を廢し、その区域をもつて富良野町を置くことについてでありまして、本件はいづれも社会、経済的にも密接な関連を有する町村が合併によつて自治行政の円滑な運営と総合的な産業振興を図らうとするものでありして關係住民の一致した希望もあり、現地の実態からみても適當と認め提案いたした次第であります。
 次に議案第二十九号は積丹町の属すべき郡の区域を定めるものでありまして、美国郡美国町、積丹郡余別村及び入舸村を廢し、その区域をもつて積丹町を置く

365	364	363	362	361	360	359
北海道稲作協会を特殊稲作研究所に指定の件	由仁町伏見地区開拓促進の件	納内村の冷害対策の件	本別町所在東橋永久橋架換工事に對し補助の件	小樽市に精神薄弱兒童通園施設設置の件	電氣産業及び石炭産業における争議行為の方法の規制に関する法律の廃止方要望の件	函館市道尻岸内村界線及び尻岸内村道を道道に昇格の件
北海道的稲作協会理事	由仁町長	納内村長	本別町長	小樽市精神薄弱兒童育成会々々長	全北海道労働組合協議会議長	函館市長
農務	農地開拓	冷害対策	建設	厚生	商工	建設
同	同	同	同	同	同	同

陳情

514	513	512	511	510	509	508	番表 文書 番号	件名	陳情者	付 員 会 託	結 審 査 果
釧路空港建設負担金援助の件	戦没者遺族援護の件	東藻琴村を合併対象町村より除外の件	相内村字泉区一戸を留辺蘂町に合併の件	小樽市にソ連邦外交機關設置の件	日ソ交渉に伴う領土返還に関する件	西興部村を合併対象町村より除外の件		西興部村長	陳情者	総務	継続審査
釧路市長	北海道連合遺族会長	東藻琴村長	相内村合併促進期成会長	小樽市長	羅臼村長	西興部村長		西興部村長	陳情者	総務	継続審査
労働	厚生	同	同	同	同	同		同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同		同	同	同	同

ことに伴い、従来三町村の所屬する郡の区域が異つてゐるので新町の屬すべき郡の区域を定めようとするものであります。

以上提出案件について、その大要を御説明申し上げた次第であります。なお詳細につきましては、御質問に應じ御答弁申し上げます。

よろしく御審議の程を御願いたします。

○九月二十五日

午後二時四十九分開議、諸般の報告の後、議長より、元道會議員高橋日出男君昨九月二十四日逝去せられた旨を報告、ついで議事進行の都合により日程を延期し本日はこれにて散会することに ついて諮り、異議なくそのことに決し、同二時五十分散会。

○九月二十六日

午後二時五十分開議、諸般の報告の後、予め時間延長を行い、午後二時五十一分休憩、同九時十四分再開、諸般の報告の後、日程に追加し會議案第一号及び第二号を一括議題に供し、高田會議運営委員長(社)より趣旨弁明の後、委員会の審査を省略して、いずれも原案可決、次に日程に追加し議案第三十号乃至第三十六号を一括議題に供し、知事より提案理由の説明を聴取、ついで本日の議事はこの程度にとどめることとし、午後九時四十六分散会。

知事説明要旨

今回提案いたしました昭和三十一年度北海道歳入歳出追加更正予算案その他につきまして、その概要を御説明申し上げます。

今回措置いたしました予算は、本道の冷害凶作の現状に対処するためのもので主たるものであります。その他、緊急に予算化を要するもので特定財源を伴う経費等につき追加計上いたしました次第でありまして、その総額は、

- 普通通計 六億七千八百九万円
- 特別会計 二億九千八百六十四万円
- 合計 九億七千六百七十三万円

530	529	528	527	526	525	524	523	522	521	520	519	518	517	516	515
津別町チミケツ湖周辺道有林を農耕地として開放の件	春にしん地帯漁業総合開発計画案に関する件	釧路市桂恋漁港建設の件	日本甜菜製糖株式会社美幌工場新設促進の件	伊達町に甜菜糖業工場建設の件	長万部町静狩地区に自衛隊誘致の件	厚岸漁港及び床漂漁港整備の件	宗谷沖合海面鮭延縄漁業に對し要望の件	北見魚菜市場運営に関する件	砂川町道南二号線及び一号线改良工事施行の件	釧路市内道道の改良工事実施の件	砂川町北三号線道路架設の渡辺橋架設工事に対し補助の件	豊頃村地内道道の補修及び橋梁架替の件	十勝川水系音更川かんがい用水に關する件	道道大楯生花苗線忠類村地内第一号橋を永久橋架替の件	函館地方に木材精化工場設置の件
津別町長	鷲泊漁業協同組合長	釧路市長	日本甜菜製糖株式会社社長	伊達町長	同上漁業協同組合員代表	厚岸町長	宗谷支庁管内鮭延縄漁業組合連合会長	同上仲買人登録申請者代表	砂川町長	釧路市長	砂川町長	豊頃村長	音更町十勝土地改良区理事長	忠類村長	函館市長
林文務	同	水産	同	農務	同	同	同	水産	同	同	同	同	同	建設	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	継続審査

となるのであります。

以下普通会計の主なるものから順次御説明申し上げます。

先ず、本年の異常気象によります全道的な冷害凶作に対する問題について申し上げます。冷害凶作につきましては、その大要及びこれが対策の経過につきまして本会議の当初御報告申し上げたところであり、九月十五日現在における被害額は実に四百億円に及ぶ巨額に達し農民に対する深刻な影響は勿論、道民全般に対しても重大な経済的打撃を及ぼしている現状であります。

本道といたしましては、道及び市町村率つて一丸となりこれが対策に当たるとともに、国及び関係機関に対しては、その協力を強く要請いたしているものであります。御承知のように先に道に冷害対策本部を設置し、又民、官、公の関係者をもつて冷害対策協議会を設けてその対策を進めて参つたのであります。最近ようやく中央においてもその実情が認識されて来た状況であります。

冷害凶作に対する具体的な対策といたしましては、事態の重大性に鑑み、また過去の貴重な経験を生かして、右に申し述べましたように鋭意その具体的な措置を検討いたしました結果、概ね次のような全体計画をたてて、それぞれの実現方について強力に推進いたしているところであります。即ちその全体的な計画といたしましては、

先ず被災農民の生活資金対策であります。

被災農民に生活資金を得させますためには先ず救農事業の調整とその大巾な拡大が必要でありますので、被災農家の賃金収入を確保するための事業を実施するため、道においても大巾な救農事業の実施を期するとともに、開発庁、国有林、国鉄及び市町村営の事業についてもそれぞれ既決予算の調整又は追加予算等の方法により相当程度の救農事業の実施を御願ひ申し上げているところであります。又国費による失業対策事業の実施、薪炭材の払下げ等についてもその実現を期し、もつて被災農民の生活資金を確保せしめるよう措置いたしたいと考えております。次に被災農家に対する食糧対策であります。政府食糧の特別払下げ、配給食糧の確保を強力に国に要請するとともに、冷害による貧困家庭の児童に対しては学校給食用物資の払下げを国に要請し、その輸送費等に対して道費の補助を行つてその円滑な実施を期したいと存じております。

第三点は被災農民に再生産のための資材を得せしめるための対策であります。この点につきましては、先ず種もみの確保対策を講ずるとともに雑穀等の種子確

546	545	544	543	542	541	540	539	538	537	536	535	534	533	532	531
広尾町、大楳町及び忠類村の冷害対策の件	上川支庁管内冷害対策の件	渡島、檜山管内の冷害凶作対策の件	幌泉村の冷害凶作対策の件	宗谷管内の冷害凶作対策の件	全道開拓地における冷害害救済対策の件	上川管内の冷害凶作対策の件	留辺蘂町の冷害凶作対策の件	東鷹栖村の冷害凶作対策の件	伊達高等学校の理科特別教室増築の件	香深村に特別交付税増額交付の件	香深村における道路災害補助金並びに漁港災害補助金の早期交付の件	香深村失対事業の実施の件	北海道図書館西高等学校の学級増加の件	単位修得認定講習会及び公開講座開設の件	北海道余市高等学校の学級増加の件
広尾町長	上川地方冷害対策委員会委員長	同上委員会委員長	幌泉村長	宗谷支庁管内町村会長	冷害危機突破全道大会実行委員会委員長	上川管内農業協同組合長	留辺蘂町長	東鷹栖村長	伊達高校PTA会長	同	同	香深村長	同上校父母と先生の会々々長	同上講習会釧路分校会場受講生	余市町長
同	同	同	同	同	同	同	同	冷害対策	林文務教	総務	同	労働働工	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

保或いは家畜飼料の確保等についても所要の措置を国に對して要請して参りたいと思つております。

第四点は、農業金融対策であります。被害農家の明年度生産資金を確保するため経営資金の融通及びこれが利子補給を要請するとともに、災害資金等の本年度償還額のうち、冷害により償還不能と見込まれる額の借替、土地改良区経営資金の融資、自作農維持創設資金の増額、伐採調整資金の増額等を要請致しております。

第五点は、その他の冷害対策であります。被害開拓農家の医療対策、農業共済金の早期支払、国庫補助金の早期交付、農産物の価格安定対策、本年度産米予約金の返済延期及び価格差適用期間の延長等の諸措置の実現方を強く政府に要望いたしておる次第であります。また転落農家に対する生活保護費の支給に關しても、その万全を期しますとともに、生業資金の貸付につきましても、既定の予算を充分に活用する等の方法によりその円滑な運営を図つて参りたいと存じております。

第六には、これ等の冷害諸対策を推進するためには膨大な道費負担が予想されるのでありますが、現行の地方行財政制度下にあつて、しかも打続く冷害害により疲弊の極に達している地方財政の現況に照し、はたまた財政健全化の途上にある道財政の現状に鑑み冷害対策に要する地方負担額に對する充分な財源措置を強く国に要請したいと考へております。同時に市町村財政に對しても冷害対策に係る経費に對しての充分な財源を得せしめるよう、強力に国に要請するとともに道もまた可能な限度において力をつくしたいと考へております。

今回提案致しました追加更正予算中、冷害対策に關します部分は、右に申し述べましたこれらの全般的な冷害諸対策の一連の構想中差當つて緊急施行を要する部分即ち当面の救災事業、種もみ確保対策及び飯米対策の一部を計上提案致したものであります。

次に今回提案いたしました予算案の内容について申し上げますと、先づ救災事業につきましては、

- 冷害対策道路局部改良費 一億円
- 冷害対策市町村道改良補助費 一千万円
- 冷害対策災害河川改修費 一千万円
- 冷害対策緊急砂防事業費 五千二百万円

562	冷害凶作対策の件	北海道農産物集荷組合理事長	同	同
561	網走管内の冷災害による農家救済措置の件	北海道土地改良区連合会網走支部長	冷害対策	同
560	定山溪地区中山峠特別間観光道路開設の件	定山溪観光協会会長	建設	同
559	増毛町の統合中学校建築を国庫補助対象校に指定の件	増毛町長	文教事務	同
558	歌志内町瀧離病舎新築に對し認可及び補助の件	歌志内町長	厚生	同
557	浜益村の冷害凶作対策の件	浜益村長	同	同
556	自作農創設維持資金の特別枠設置の件	北海道農業会議会長	冷害対策	同
555	小樽瀧深高等学校々舎第三期工事施行の件	同上校改築期成会長	文教事務	同
554	白滝村を合併対象町村より除外の件	白滝村長	総務	同
553	造林育成対策の件	十勝支庁管内組合振興会長	文教事務	同
552	美瑛市の冷害凶作対策の件	美瑛市長職務代理者	同	同
551	日高村冷害対策の件	日高村長	同	同
550	空知地方冷害凶作対策の件	空知支庁管内町村会長	冷害対策	同
549	沿岸漁業振興対策要望の件	三好漁連男連	水産	同
548	日高管内冷害対策の件	土地改良区連合会日高支部長	同	同
547	冷害による被火製炭副業農家に對する救済措置の件	北海道木炭振興協会会長	冷害対策	継続審査

冷害対策開拓地農道補修費

二千万円

冷害対策救農土地改良費

八千万円

冷害対策治山事業費 八百五十六万円

を計上致しましたが、これは救農事業の予算計上にあたり、未だ国庫補助金地方債の許可額について確実な見とおしを得る段階にいたっておりませんが、差当り、これが決定を見るまでの間の所要の賃金収入の額を、道の既定予算の運用調整と併せて確保するために計上いたしましたものであります。

次に、種もみの確保対策であります冷害対策用種もみ確保費二億七千余万円を計上いたしましたのは、種もみとして確保する必要のある八万二千豪の種もみについて供給者に対して適当な収入を得しめるとともに、購入者に助成を行うおうとするものであります。

また飯米対策の一環と致しましては、冷害による貧困家庭の児童生徒に対する学校給食として食糧の無償払下げを国に要請するものとし、その輸送費に対する補助を行うこととして

貧困児童救済対策費 二百万円

を計上し、更に開拓地の医療対策として 三十万円

開拓地厚生対策費 二百万円

その他冷害対策のための事務費として 三百二十五万円

議 会 費 二百万円

一般事務費 三百二十五万円

を計上致した次第であります。

而してこれが財源と致しましては、

公営企業及び財産収入 六百七十八万円

国庫支出金 一億七千三百十九万円

雑 収 入 一億三千五百十一万円

道 債 二億一千万円

既定予算の削減 三千四百万円

計 五億五千九百八万円

をもつて充当致した次第であります。

以上申し上げましたように今回提案の冷害予算は、冷害諸対策中、差当り緊急に必みを計上いたしました次第でありますので今後とも国庫補助金や起債等の決定を

570	569	568	567	566	565	564	563
十勝管内の冷災害対策の件	北海道大学工学部に石炭化学研究室設置の件	中小土木道敷設事業に対し補助の件	芽室高等学校を道立に移管の件	江別市の冷災害対策の件	冷害による生活困難家庭子弟の授業料免除方の件	銭亀沢村海岸侵蝕防止工事施行の件	鍊定置免許の関する件
長 十勝町村会長々	北海道大学工学部長	北海道道協会北海道地方支部長	芽室町長	江別市議会議長	北海道高校長協会北見支部長	銭亀沢村長	留萌市古野三千治
冷害対策	労商働工	建設	林文務教	同	冷害対策	建設	水産
同	同	同	同	同	同	同	同

② 継続審査中のもの。

陳 情

306	304	123	258	305	文書表番号	名	委員	会託	審査	果の
厚岸町ドライブ地区の開拓者に対し農新面積増配の件	網走支庁管内五月風害による土地改良事業等に対する助成措置の件	網走支庁管内五月風害による土地改良事業等に対する助成措置の件	足寄町元軍馬補充部用地開拓者の資格取得に関する件	由仁町字川端クオオベツ流域の道有林地域解放の件	網走支庁管内耕地防風林整備事業に対し助成措置の件	件	林務	採	採	採
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

俟つ要な額の逐次提案いたしたいと存じますとともに民間団体や、国の機関におかれて、昭和二十八、二十九、の両年度に示された御協力以上の御協力を賜わりもつて十全な救農事業の実現を図りたいと念願致しているものであります。

次に冷害対策以外で緊急に措置を要するものについて申し上げます。

先ず、産業経済費中農業畜産関係については、

- 農業共済組合育成費 五百四十一万円
- 原採種生産事業費 百二十万円
- 営農実態調査費 三百五十六万円
- 牛の結核病検査費 二百二十万円
- 馬の伝染病対策及び検査費 三百五十二万円
- 馬の流産予防費 二百十万円
- 家畜衛生諸費 二百六十万円

次に開拓関係については、

- 農業委員会施設費補助金 五百五十一万円
- 自作農創設特別会計事務費 五百五十万円
- 未墾地取得事務費 百五十万円
- 拓殖実習場費 二百十九万円

更に土木事業関係については、

- 災害土木復旧費 三千六百六十四万円
- 永久橋架換費 四百万円
- 道路舗装費 四百万円
- 道路特別整備事業委託費 六百万円

をそれぞれ計上いたしました外

- 漁港修築費 七百八十五万円
- 市町村財政再建整備指導費 三百四十四万円
- 高等学校営繕費 八百二十七万円
- 定時制高校営繕費 一千万円
- 警察行政費 五百十万円
- 消費生活協同組合諸費 百三万円
- 国民健康保険診療報酬審査費 百三万円
- 食品衛生費 二百十万円

請 願

文書 番号	件 名	委員 会託	結審 査果
454	浜益村民有林造林資金の貸付の件	同	同
453	浜益村飛砂防止林造林の件	同	同
452	浜益村荒地治、山事業実施の件	同	同
97	支笏、洞爺国立公園特別地域拡張指定反対の件	林 務	採 択
307	士別地内北静川土地改良区北緑地区溜池改良工事 施行の件	農地開拓	採 決
314	置戸町開拓適地開放促進の件	同	同
315	津別町所在農耕適地開放促進の件	同	同
320	上ノ国村所在山林の開拓開放の件	同	同
140	北檜山町に警察署設置の件	治 安	同
212	遠軽警察署設置の件	同	同
242	琴似町国道沿線に巡査派出所設置の件	同	同
139	瀬棚警察署庁舎改築に伴う位置に関する件	同	不採択
141	今金警部派出所を地区警察本署に昇格の件	同	同
356	瀬棚警察署移転の条例改正反対の件	総 務	同

と畜検査費

狂犬病予防費

職員住居施設費

資金諸費

二百十万円

百四十七万円

百二十万円

三百九十一万円

をそれぞれ計上いたしましたものでありまして、その総額は一億五千三百万円となるのでありますが、さきに申上げましたように、このうち三千四百万円の既定予算の削減を見込んでおりますので差引いたしますと予算計上は一億一千九百万円となるのであります。

これに見合う財源といたしましては、

公営企業及び財産収入

百七十二万円

分担金及び負担金

八百三万円

使用料及び手数料

二千五百八十八万円

国庫支出金

七千三百四十四万円

寄附金

六十万円

繰越金

五万円

雑収入

一千六百三十八万円

道債

二千七百万円

合計

一億五千三百万円

をもつて収支の均衡を図つた次第であります。

次に特別会計についてであります。

今回、北海道地方競馬費会計において 三千四百八十万円を

又北海道自転車競技費会計において 八千五百万円を

計上いたしましたのは、いずれも勝馬投票券及び勝者投票券の売上げが予想いたしましたよりも良好でありましたので、これに対応する実施費を見込んだ次第であります。

なお、自転車競技費会計の純益

八百五十万円

は普通会計に繰出すことといたしました。

次に北海道有林野事業費会計において一億七千三百八十二万円を追加いたしましたのは、本事業の経営に遺憾のないようにいたしますための所要経費を見込んだ次第でありまして、これが財源として物件売却代金

三千三百二十五万円

③ 更に継続審査されるもの。

請願

421	420	449	412	403	309	494
別海村治安維持確保の件	道管灌漑溝花畔土地改良区の更正策実施の件	浜益村開拓促進の件	土地改良財産の管理委託に関する件	釧路地区開拓地成功検査による不合格者に対し買収猶予措置の件	土地改良連合会共済施設事業に対する補助金増額の件	大雪山国立公園駒別温泉施設整備の件
同	同	同	同	同	同	同
不採択	不採択	同	同	同	同	同

340	308	170	番号	文書	件名	委員
新冠村村有林アクマツブ地区開放中止の件	恵庭町盤尻地区の自衛隊演習場用地買収反対の件	恵庭町自衛隊演習地買収反対の件				会託
同	同	農地開拓				

及び前年度繰越金

一億四千五十七万円

をそれぞれ計上いたしました次第であります。

次に、北海道有財産整備資金会計において、五百一万円を計上いたしましたのは、土地売却代等の財源を資金積立等としようとするものであります。

以上は今回提出いたしました案件について、その大要を御説明申し上げたのであります。

何分よろしく御審議の程を御願ひ申し上げる次第であります。

○九月二十七日 午後二時四十八分開議、諸般の報告の後、予め時間延長を行い、同二時四十九分休憩、同四時四十四分再開、ついで日程に入り、日程第一常任委員選任の件を議題に供し、議長指名の常任委員の氏名を朗読の後、異議なく次のとおり委員の選任を決定。

総務委員

塚	見	岩	斎	高	天	田	河	大	堀	小	山	松	麻
五	玉	田	藤	田	谷	呂	野	久	保	島	内	尾	里
庄	由	留	正	治	平	善	辰	和	重	重	三	三	梯
平(勞)	一(自民)	吉(自民)	志(社)	郎(社)	信(協ク)	作(協ク)	男(社)	男(自民)	平(社)	殿(社)	広(勞)	良(自民)	三(自民)

351	350	349	339	360	325	317	285	272	249	144	143	110	48	33	364
北見市管内の冷害凶作対策の件	網走管内の冷害凶作対策の件	千歳町の冷害凶作対策の件	広尾町の冷害による被害農家救済の件	電気産業及び石炭産業における争議行為の方法の規制に関する法律の廃止方要望の件	江差町の労働会館設置に対し補助の件	帯広市木材糖化工場設置に対し助成の件	天北開発株式会社に対し出資の件	テレビジョン放送塔を手稲山頂に設置の件	幌延村に天北低品位石炭乾溜工場設置の件	日雇労働者に対し有給休暇制度実現要望の件	白糠郡白糠信用組合設立に対し認可の件	小樽市に原油工場設置の件	北海道工業試験場分場を函館市に設置の件	北海道木材乾溜株式会社活生炭素工場に対し助成の件	由仁町伏見地区開拓促進の件
同	同	同	冷害凶作	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	労働	農地開拓

商工労働委員

農務委員

黒松	増田	西島	桶谷	深山	宮坂	大森	森川	鈴木	新川	橋本	舟木	山西	伊藤	道下	佐久間	徳中	井川	井口	窪田	宮本	村本	中山	山元	大石
秀夫	信一	順三	利男	和園	寿雄	三郎	清重	源隆	輝次	清次郎	英侃	吉一	作一	美作	貞江	祐満	伊平	ゑみ	長松	仙松	政信	信一郎	ヨミ	雄
(協)	(社)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(社)	(社)	(勞)	(社)	(社)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(社)	(社)	(協)	(社)	(自)	(自)	(社)

345	334	327	301	300	299	273	150	342	303	256	142	363	358	355	352
北海道釧路工業高等学校に建築課程設置の件	岩内高等学校学級増設の件	江差高等学校体育館建設の件	町立江部乙高等学校を道立に移管の件	道立野幌高等学校寄宿舎災害復旧の件	町立浜頓別高等学校を道立に移管の件	町立芽室高等学校を道立移管の件	道分高等学校を道立移管の件	在留中国人及び朝鮮人の身分保障等に関する件	網走支庁管内五月風害による地方交付税増額配付措置の件	千島返還等に関する件	騒音防止条例制定の件	納内村の冷災害対策の件	幌加内の冷害凶作対策の件	留萌管内冷害対策の件	後志管内の冷害凶作対策の件
同	同	同	同	同	同	同	林文 務教	同	同	同	総 務	同	同	同	同

建設委員

農地開拓委員

宮北三七郎(社)	大竹幸次郎(協ク)	林謙二(自民)	泉谷順治(自民)	堀田毅(自民)	坂下堯(社)	津川直一(社)	佐々木利雄(自民)	本多吉江(自民)	中牧保(自民)	和平千治(労)	高橋石松(協ク)	遠藤英吉(社)	渡部勇雄(社)	糸川章夫(社)	川口常一(自民)	宮津恂太郎(自民)	秋山孝太郎(協ク)	児見山増夫(社)	中野与作(社)	吉田定次郎(自民)	笠井幸衛(社)	朝日昇(協ク)	橋本正譽(社)	杉本栄一(自民)	堀野豊夫(社)
----------	-----------	---------	----------	---------	--------	---------	-----------	----------	---------	---------	----------	---------	---------	---------	----------	-----------	-----------	----------	---------	-----------	---------	---------	---------	----------	---------

353	229	185	174	167	166	155	120	100	99	58	10	354	348	347	346
農林省十勝種畜牧場を入殖地として開放の件	士別市に畑作農業試験支場設置の件	俱知安町に甜菜製糖工場設置の件	恵庭町大字漁村所在道立種畜場用地払下の件	後志支庁管内に甜菜製糖工場及び高度集約酪農地域設置の件	後志水産試験地を道立岩宇園芸試験地に併置の件	農業試験場十勝支場拡充の件	長万部町に甜菜製糖工場設置の件	後志地域農業経営対策確立の件	後志支庁管内に道立水産試験地設置の件	函館市に甜菜製糖工場設置の件	岩見沢市に甜菜製糖工場設置の件	町立芽室高等学校を道立に移管の件	江部乙高等学校を道立に移管の件	北海道釧路高等学校通常課程二学級増募の件	北海道網走向陽高等学校普通課程学級増加の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	農務	同	同	同	林文務教

水産委員

文教林務委員

岡林 欽喜 (社)	太田 益夫 (社)	蒔田 余吉 (自民)	阿部 英一 (自民)	黒沢 与衛作 (社)	沖野 政雄 (自民)	高橋 源次郎 (自民)	川村 清一 (社)	川瀬 徳三郎 (協ク)	岡田 義雄 (社)	松平 武一 (自民)	井野 正揮 (社)	川端 元治 (自民)	時田 政次郎 (社)	佐野 衛 (社)	二瓶 栄吾 (協ク)	荒瀬 哲夫 (社)	福島 新太郎 (自民)	伊藤 藤弘 (自民)	岩本 政一 (自民)	大沢 重太郎 (自民)	五藤 義正 (社)	西川 清吉 (自民)	安達 徳太郎 (無)	高橋 辰男 (社)	中野 定敏 (社)
-----------	-----------	------------	------------	------------	------------	-------------	-----------	-------------	-----------	------------	-----------	------------	------------	----------	------------	-----------	-------------	------------	------------	-------------	-----------	------------	------------	-----------	-----------

243	241	239	236	218	217	200	182	179	145	361	326	311	226	173	365
美唄浦白間連絡路線の道々昇格並びに道管渡船施設設置の件	町道十二線道路(小清水町、清里町間)を道々に昇格の件	阿寒村舌辛峠呂線、仁仁志別線、中徹別、上仁仁志別を道々に昇格の件	町村道中川村佐久停車場天塩町下コクネツプ線一級国道四十号間を道々に昇格の件	日雇労働者の簡易住宅建設の件	白滝村に公営住宅建設の件	本別町地内利別川治水工事施行の件	沼田町地内真布川を河川法準用河川に認定の件	索引用トラクター購入に対し道費助成の件	山部村地内の鉾山道路新設並びに鉾山橋梁架替工事の件	小樽市に精神薄弱児通園施設設置の件	道立江差病院の整備拡張の件	由仁保健所整備の件	生活保護基準引上げの件	余市町立衆民寮の道立移管と蘭越町に道立養老院設置の件	北海道稲作協会協同農業研究所を特殊稲作研究所に指定の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	建設	同	同	同	同	厚生	同

次に日程第二会期延長の件を議題に供し、明九月二十八日より十月四日まで七日間会期を延長することについて諮り、異議なくそのことに決定、次に日程に追加し議案第三十七号乃至第四十号を議題に供し、総務部長より提案理由の説明を聴取、委員会の審査を省略していずれも原案可決、明日の日程を報告して、午後四時五十分散会。

知事説明要旨

只今議題となりました案件について、その概要を御説明申し上げます。

先ず議案第三十七号は常呂郡相内村を廃し、その区域を北見市に、議案第三十八号は河西郡御影村を廃し、その区域を清水町に編入することについてであり、又議案第三十九号は常呂郡佐呂間町及び若佐村を廃し、その区域をもつて佐呂間町を置くことについてありますが、本件はいずれも社会、経済的に密接な関連を有する市町村が合併によつて自治行政の円滑な運営と総合的な産業振興を図ろうとするものでありまして、関係住民の一致した希望もあり、現地の実態からみても適当と認め提案いたしました次第であります。

次に議案第四十号は上川郡朝日村との境界変更についてであります。現在の境界線は自然界によらず南北にはほぼ直線をもつて境界とされていたものでありますが、これを自然界に変更することについて両市村間において円満に協議が整い申請があつたもので、現地の実情からみても適当と認め提案いたしました次第であります。

以上提出案件の主なるものについて、その大要を御説明申し上げた次第であります。よろしく御審議の程を御願いたします。

○九月二十八日 午後二時三十五分開議、諸般の報告の後、宮本副議長より、日程に追加し常任委員の辞任の許可及び所属変更の件を議題に供し、荒議長より議長の職務を行う都合により文教林務常任委員を辞任したいとの申し出がある旨を述べ、特にこれを許可することについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで常任委員の所属変更につ

312	298	297	296	295	294	293	292	291	290	289	288	287	281	275	263
恵庭町地内村道改良工事に対し道費補助の件	苫小牧市所在静川線を道々に昇格の件	中小上水道敷設事業に対し道費補助復活の件	道費河川千歳町ママチ川改修工事施行の件	道々沼田、士別線幌加内村市街地測溝工事施行の件	釧路市北大通柏木町通線を道々に昇格の件	古平の間開発道路を二級国道に昇格の件	千歳川護岸及び改修工事施行の件	町村道計呂地、苫佐、瑞穂間道路を道々に昇格の件	苫前町字三溪苫前港間道路を道々に昇格の件	名寄風速幌加内間を道道に昇格の件	千歳町地内一級国道三十六号線、飛行場道路間を道々に昇格の件	千歳町、大滝村間を二級国道に認定方促進の件	湧別川切替工事実施の件	古平川支流冷水川を道費準用河川に昇格の件	町村道喜茂別町、留寿都村間を道道に昇格の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	建設

いて農地開拓委員に大石議員(社)厚生委員に太田議員(社)を決定、
 予め時間延長を行い、同二時三十七分休憩、午後五時四十二分再開、
 議事進行の都合により本日はこの程度に止めることとし、明日の日程
 を報告、同五時四十三分散会。

○九月二十九日 午後二時四十一分開議、諸般の報告の後、予め時間延
 長を行い、同二時四十二分休憩、同五時五十三分再開、諸般の報告の
 後、日程に追加し議案第四十二号北海道教育委員会委員選任につき同
 意を求むる件を議題に供し、総務部長より提案理由の説明を聴取、つ
 いで本日の議事はこの程度に止め、明日は休日であるが特に午前十時
 より開議することについて諮り、異議なくそのことに決し、午後五時
 五十五分散会。

○九月三十日 午後二時四十五分開議、諸般の報告の後、予め時間延長
 を行い、同二時四十六分休憩、同九時五十分再開、日程第一議案第四
 十二号北海道教育委員会委員選任につき同意を求むる件を議題に供
 し、委員会の審査を省略、議長より無記名投票により採決する旨を宣
 告、議場出入口を閉鎖(出席議員は議長を除き八十五名)、投票用紙を
 配布、投票用紙配布漏の有無を確かめた後、投票箱を改め、点呼に
 応じて投票を行い、投票漏の有無を確かめた後、投票終了を宣告(議場
 出入口を閉鎖)、開票立会人に林(自民)河野(社)和平(労)天谷(協
 協ク)各議員を指名、開票の結果投票総数八十五票(出席議員数と符
 合)、反対四十八票、賛成三十七票で本案は否決、ついで明十月一日よ
 り三日まで三日間休会することについて諮り、異議なくそのことに決
 し、午後十時十三分散会。

○十月四日 午後二時十一分開議、諸般の報告の後、日程を変更し冷害
 凶作に関する請願第三百三十九号、第三百四十九号乃至第三百五十二

344	343	341	338	337	336	332	331	330	329	324	323	322	319	318	313
香深村道香深尺忍本線を道々に昇格の件	小樽定山溪間道路完成促進の件	道々深川停車場道路の舗装工事施行の件	厚真村上水道敷設事業に対し補助の件	木古内町における上水道工事に対し補助の件	羽幌町上水道事業に対し補助の件	留萌市道を道々に昇格の件	町村道川西上札内線を道々に昇格の件	道費河川太櫛川及び真駒内川の改修工事施行の件	町道大成し太櫛線外三線の道々移管の件	江差町における上水道敷設事業に対し道費補助の件	三石町上水道事業に対し道費補助の件	大成村上水道敷設工事に対し道費補助の件	町村道白井川礼文華線を道々に昇格の件	上ノ国地内天の川支流目名川を準用河川に認定の件	上ノ国地内天の川改修工事及び砂防施設実施の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

号、第三百五十五号、陳情第五百三十八号乃至第五百四十八号、第五百五十号乃至第五百五十二号、第五百五十六号及び第五百五十七号を一括議題とすることについて諮り、異議なくそのことに決し、本案を冷害凶作対策特別委員会に付託並びに付託替することについて諮り、異議なくそのことに決定、次に日程第一議案第一号乃至第十九号、第二十一号乃至第二十五号、第三十号乃至第三十六号、第四十一号、報告第一号乃至第四号に追加し議案第四十三号乃至第四十五号を一括議題とし、なお追加議案に対する提案理由の説明を省略することについて諮り、異議なくそのことに決し、本議事に併せ道政に関する一般質問を併せて行うことについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで通告の代表質疑に入り、時田議員(社)より、冷害凶作の問題特に①当面急を要する生活資金対策、救農事業計画の内容、救農予算の過少と今後の対策に対する知事の所信、②冷害凶作対策費と道財政健全化計画との関連について知事の所信、③冷害凶作対策に関連して地方財政対策に対する知事の見解、④冷害凶作の根本的防止対策と知事の所信等について質疑、知事より答弁があつて、予め時間延長を行い、次に田呂議員(協ク)より、①冷害凶作対策費と道財政健全化計画との関連特に冷害対策の完全を期する目度、起債の見通し、年度末の赤字予想、財政健全化計画の再検討の問題、②冷害凶作対策特に救農事業の急速な実施の方途、起債未許可の場合の対策、種糧に対する国庫補助の見通し、営農資金の見通し、農家負債に対する利子補給の見通し、不振農協対策、冷害凶作の恒久対策、営農指導の問題、③冷害凶作に関連して松村品種及び民間育種に対する知事の考え方、④十勝川水系樺平電源開発に伴う音更川流域変更による水利権の補償問題等について質疑、知事、農務部長より答弁があつて、午後三時五十七分休憩、同五時五十一分再開、日程を変更追加し会期延長の件を議題とすることについて諮り、異議なくそのことに決し、明十月五日より九日まで五日間会期を延長することについて諮り、異議なくそのことに決定、午後

陳情

番 号	文 書 表 番 号	件 名	付 託 委 員 会
359		函館市道尻岸内村界線及び尻岸間村道を道道に昇格の件	建設
354		開拓林野行政の調整に関する件	農地開拓
152		北見市旭青果卸売市場に魚介藻類取扱の件	労働 費工
160		室蘭市に外国原油精製工場設置の件	同
292		北海道地下資源探鉱公社設立要望の件	同
364		航空機購入資金に対する道出資要望の件	同
365		日石室蘭石油精製工場設置の件	同
367		PSコンクリート工場設置要望の件	同
429		春雄凶漁に対し労働対策の件	同
466		旭川市に木材糖化工場設置の件	同
475		野幌製業対策の件	同
489		函館、大間新航路開設並びに国鉄大畑線を大間町まで延長方要望の件	同
505		留萌市に職業補導所設置の件	同
506		留萌市に木材糖化工場設置の件	同

五時五十二分散会。

○十月五日 午後二時十六分開議、諸般の報告の後、議長より、日程第一議案第一号乃至第十九号、第二十一号乃至第二十五号、第三十号乃至第三十六号、第四十一号、第四十三号乃至第四十五号、報告第一号乃至第四号を議題とし併せて道政一般に關して質疑を行う旨を述べ、昨日の田呂議員の質疑に対する答弁保留について土木部長の答弁を求めたが土木部長の出席がないので、代表質疑を続行、山内議員（労）より、①教育委員選任における空白に對して知事のとつた行政措置、地方公共団体の長と教育委員会の職務権限の調整の問題、②冷害凶作対策としての、就労における稼働賃金算定の基礎並びに労働賃金過少の問題、③石炭手当免税問題の見通し、④町村合併進捗率の低い理由並びに今後の合併促進指導方策、⑤交通開発株式会社案の正力構想に對する知事の見解、⑥大沼水系電源開発の反対運動と計画変更の問題等について質疑、予め時間延長の後、知事より答弁があつて、次に深山議員（自民）より、①議会招集における知事の態度並びに副知事設置に對する知事の考え方、②財政問題特に道財政健全化計画再提出の見通し、冷害対策費の計上と年度末収支の見通し、既定予算の法令による義務的経費減額提案の理由、借替債の見通し、③冷害凶作対策特に安定作物の奨励等適切な営農指導による凶作防止に對する知事の所信、つなぎ資金の見通し、救農事業の適切な実施と冷害凶作対策費の効率的執行、④教育委員選任の再提案に對する知事の根本的な考え方等について質疑、知事、総務部長より答弁があつて、深山議員より、知事の上京による議事停滞と副知事設置に對する知事の見解、冷害対策費の計上と年度末収支の見通し、法令による義務的経費削減の問題等について再質疑、知事より答弁、ついで一般質疑に入り、西野議員（自民）より、北海道総合開発と税制の問題特に鉱工業に對する固定資産税の減免、鉱産税の特別立法化、所得税法一部改正に關連して石

550	548	547	546	545	544	543	542	541	540	539	538	569	534	515	514
空知地方冷害凶作対策の件	日高管内冷害対策の件	冷害による被災製炭副業農家に対する救済措置の件	広尾町大瀬町及び忠類村の冷害対策の件	上川支庁管内冷害対策の件	渡島、檜山管内の冷害凶作対策の件	幌泉村の冷害凶作対策の件	宗谷管内の冷害凶作対策の件	全道開拓地における冷害救済対策の件	上川管内の冷害凶作対策の件	留辺蘂町の冷害凶作対策の件	東鹽竈村の冷害凶作対策の件	北海道大学土木部に石炭化学研究室設置の件	香深村失対事業の実施の件	函館地方に木材糖化工場設置の件	釧路空港建設負担金援助の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	冷害凶作	同	同	同	同

炭手当免税と寒冷地控除に対する知事の運動方針、道民税の負担の公平化、遊興飲食税増収における徴税強化、税対策に対する知事の所信、道に税制調査会設置に対する知事の意向等について質疑、知事より答弁があつて、西野議員より所得税法一部改正に関連して石炭免税に対する知事の所信について再質疑二回、知事より答弁があつて、次に昨日の田呂議員の十勝川水系糠平電源開発に伴う水利権問題に関する質疑に対する答弁保留について土木部長より答弁の後、渡部議員(社)より、自衛隊の特車による十勝支庁管内の道路破壊の問題について質疑、知事より答弁があつて、次に、西島議員(自民)より、①冷害凶作に対する根本的防止対策と知事の所信、②水稲品種改良と北海道協同農業研究所等民間育種の援助に対する知事の見解、③寒冷地畑作経営の合理化対策等について質疑、知事より答弁があつて、次に川瀬議員(協ク)より、①先般ソ連の漁業監督官来道の際水産部長と意見交換の内容、②漁業問題特に魚族資源の調査結果、噴火湾内の小手線網禁止対策、③森町まき屑化場完成の見通しと国費補助額等について質疑、知事、水産部長より答弁があつて、川瀬議員より、江差湾及び噴火湾の天然貯化場指定に対する知事の見解について再質疑、知事より答弁があつて、質疑終結、午後六時二分休憩、同六時五十九分再開、諸般の報告の後、天谷議員(協ク)より、日程第一のうち予算に関連する議案第三十号乃至第三十六号はなお慎重審査の必要があると認められるので、十七名から成る予算特別委員会を設置し、それらの議案を付託せられたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、異議なくそのことに決し、直ちに次の委員の選任を決定して関係議案を付託した。

松 尾 三 良(自民)
 深 山 和 罔(自民)
 西 島 順 三(自民)
 増 田 信 一(社)

335	333	332	296	293	47	2	570	566	565	562	561	557	556	552	551
法今に基かない寄附金負担の支出排除の件	北海道学芸大学に対し道費補助の件	旭川市に総合大学設置の件	千歳警察署の職権乱用と人権侵犯調査の件	郷影村を合併促進法による合併対象外にするの件	地方交付税中港湾費の配付の件	旧大津村浦幌町合併に伴う財産引継に関する件	十勝管内の冷害対策の件	江別市の冷害対策の件	冷害による生活西窮家庭子弟の授業料免除方の件	冷害凶作対策の件	網走管内の冷害による農家救済措置の件	浜益村の冷害凶作対策の件	自作農創設維持資金の特別枠設置の件	美瑛市の冷害凶作対策の件	日高村冷害対策の件
同	同	同	同	同	同	総務	同	同	同	同	同	同	同	同	冷害凶作

黒沢 与衛作(社)
 黒松 秀夫(協ク)
 山内 広(労)
 津川 直一(社)
 伊藤 作一(自民)
 沖野 政雄(自民)
 中山 信一郎(自民)
 五藤 義正(社)
 岡田 義雄(社)
 天谷 平信(協ク)
 井口 ゑみ(社)
 笠井 幸衛(社)
 岩田 留吉(自民)

次に議案第一号乃至第三号、第五号、第六号、第八号乃至第十一号、第十四乃至第十七号、第二十二号、第二十五号、第四十一号、第四十三号、報告第一号及び第二号は総務委員会に、議案第四号、第七号、第十二号、第十三号、第四十四号、第四十五号、報告第三号は文教林務委員会に、議案第十八号は厚生委員会に、議案第十九号、第二十三号は職務委員会に、議案第二十一号は水産委員会に、議案第二十四号は建設委員会にそれぞれ付託、明日の日程を報告して、午後七時三分散会。

○十月六日 午後二時五十六分開議、諸般の報告の後、議長より元道議会議員小川吉雄君本日逝去せられた旨を報告、ついで日程第一會議案第三号北海道議會議員の報酬及び費用弁償等に関する条例制定の件を議題に供し、趣旨弁明を省略して、総務委員会に付託、次に日程に追加し請願第三百五十八号、陳情第五百六十一号及び第五百六十二号を議題とし、本案はいずれも冷害凶作対策特別委員会に付託することに

511	510	509	508	498	479	474	425	524	423	442	413	408	385	379	336
相内村字泉区一戸を留辺薬町に合併の件	小樽市にソ連邦外交機関設置の件	日ソ交渉に伴う領土返還に関する件	西興部村を合併対象町村より除外の件	鷲泊村を町制施行の件	忠類村の自立と境界変更の件	自動車取得税創設反対の件	ソ連出先機関を函館市に設定の件	常盤村を町村合併計画策定の対象町村より除外の件	消防施設税(仮称)の設定の件	壮警村を町村合併計画策定の対象町村より除外の件	堯電税創設反対に関する件	更別村を合併町村より除外の件	旧智恵文村地区八部落の美深町編入の件	根室町、和田村、齒舞村三ヶ町村合併促進の件	南北両定点気象観測完全復活要望の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

決定、ついで議長より明後十月八日は午前十時開議すること、日程は同日通知する旨を述べ、午後二時五十八分散会。

○十月八日 午後二時四十九分開議、諸般の報告の後、予め時間延長を行い、同二時五十分休憩、同五時九分再開、諸般の報告の後、日程第一請願第三百六十三号、陳情第五百六十五号を議題に供し、本案は冷害凶作対策特別委員会に付託することについて諮り、異議なくそのことに決定、次に日程第二意見案第二号を議題に供し、時田水産委員長(社)より趣旨弁明の後、原案可決、ついで議長より、明日は午前十時開議し議事日程は当日通知する旨を述べ、午後五時十五分散会。

○十月九日 午後二時五十六分開議、予め時間延長を行い、諸般の報告の後、日程第一議案第三十号乃至第三十六号を議題に供し、天谷予算特別委員長(協ク)より委員会の審査の経過並びに結果について報告に入つたが、知事の出席がないので、知事の出席を求めて議場騒然となり、同三時一分暫時休憩、同三時十一分再開、天谷予算特別委員長より委員会の審査の経過並びに結果について報告の後、委員長報告のとおりいずれも原案可決、次に日程第二議案第一号乃至第十九号、第二十一号乃至第二十五号、第四十一号、第四十三号乃至第四十五号、委員長(自民)三号、報告第一号乃至第三号を議題に供し、麻里総務副委會議案第一号乃至第三号、第五号、第六号、第八号乃至第十一号、第十四号乃至第十七号、第二十二号、第二十五号、第四十一号、第四十三号、會議案第三号、報告第一号及び第二号について、中野(定)文教林務委員長(社)より議案第四号、第七号、第十二号、第十三号、第四十四号、第四十五号、報告第三号について、佐久間厚生委員長(自民)より議案第十八号について、朝日農務委員長(協ク)より議案第十九号及び第二十三号について、川端水産副委員長(自民)より議案第二十一号について、佐々木建設委員長(自民)より議案第

464	567	463	462	461	460	459	458	389	388	255	189	31	554	536	512
教育の正常化と施設充実に関する件	芽室高等学校を道立に移管の件	道立特殊学校新設及び特殊学級増設の件	給与三本建是正に関する件	教職員定員充実に関する件	標茶町に道立図書館の分館設置の件	広尾町音調津公民館建設費に対し道費補助の件	室蘭教員養成所の学生に対し学資補給金支給の件	美唄市に道立幼児園設置の件	旭川市に道立幼稚園設置の件	木古内高等学校を道立に移管の件	追分町立高等学校を道立に移管の件	旭川市に道立高等学校(独立校)設置の件	白滝村を合併対象町村より除外の件	香深村に特別交付税増額交付の件	東藻琴村を合併対象町村より除外の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	林文 務教	同	同	総 務

二十四号について、それぞれ委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、議案第十四号、第十五号は修正可決、議案第二十四号は同意議決、報告第一号乃至第三号は承認議決、その他の議案はいずれも原案可決に決し、午後三時四十一分休憩、午後六時二十三分再開、諸般の報告の後、日程第三議案第四十六号北海道教育委員会委員選任につき同意を求める件を議題に供し、知事より提案理由の説明を聴取、委員会付託を省略して同意議決、次に日程第四号北海道監査委員選任につき同意を求める件を議題に供し、知事より提案理由の説明を聴取、委員会付託を省略して同意議決、次に日程第五意見案第三号を議題に供し、佐々木建設委員長(自民)より趣旨弁明の後、委員会付託を省略、原案可決、次に日程第六請願陳情審査の件を議題に供し、委員長報告を省略して、委員会決定のとおりに異議なく決定、次に日程第七第二回例会により継続審査の議案第二十一号を議題に供し、委員会の申し出のとおりの会期まで継続審査を付託することに決定、次に日程第八閉会申請願陳情継続審査の件、日程第九閉会中事務継続調査の件を一括議題に供し、本案は委員会の申し出のとおりに、それぞれ継続審査又は調査を付託することに決定、次に日程第十決議案第二号を議題に供し、本案は趣旨弁明並びに委員会付託を省略して、原案可決、以上で提出案件の全部を議了、宮本副議長より閉会の挨拶があつて午後六時三十五分閉会。

予算特別委員長報告

私は過般設置せられました予算特別委員会の委員長として、ここに委員会における密査の経過並びに結果の概要につきまして御報告申し上げます。

本委員会に付託せられました案件は、議案第三十号ないし第三十六号の七件でありまして、去る五日委員会が設置せられますや、直ちに委員会を開き、正副委員長の互選を行うとともに、審議日程を決定し、翌六日より審議を開始いたした次第であります。

444	380	346	343	324	300	63	54	41	553	531	537	555	533	532	531
日甜美幌工場新設に対し支援の件	網走支庁管内に日本甜菜糖工場新設の件	模範電化村育成に對する助成金交付方の件	俱知安町に甜菜製糖工場設置の件	元道立種畜場漁放牧地及建物売渡の件	道有貸付種畜者購買費に對する寄附金免除の件	空知支庁管内に甜菜製糖工場設置の件	豊浦町に新高製糖株式会社設置の件	胆振支庁管内に甜菜製糖工場設置の件	造林育成対策の件	津別チミケツブ湖周辺道有林を農耕地として開放の件	伊達高等学校の理化特別教室増築の件	小樽濶陵高等学校校舎第三期工事施行の件	北海道西高等学校の学級増加の件	単位修得認定講習会及び公会講座開設の件	北海道余市高等学校の学級増加の件
同	同	同	同	同	同	同	同	農務	同	同	同	同	同	同	同

まず、審査の方法として、付託案件を土木、民生、衛生、労働、商工の各部、公安委員会及び教育委員会と農務、林務、水産、農地開拓及び総務の各部所管に二分し、前者については、六日午前中、後者については、六日午後及び七日にわたり、それぞれ一括して質疑を行った次第であります。

今次の道費追加更正予算は、本年の異常気象による深刻なる冷害凶作に対処し、当面緊急差しおききたい救済事業費、種もみ確保費、飯米対策費、開拓地医療対策費、その他の事務費等、五億五千九百余万円の冷害対策に要する経費の追加及び当面緊急に予算化を要するもので、特定財源を伴う経費一億一千九百余万円の追加更正等、普通会計において、合計六億七千八百余万円の追加更正予算のほか、地方競馬費、自転車競技費、道有林野事業費及び道有財産整備資金の各特別会計において、当面緊急予算措置を要する合計二億九千八百六十余万円の追加更正予算並びに予算に付帯する起債関係議案でありまして、短期間ではありましたが、未曾有の冷害凶作に当面し、主としてこれが応急並びに恒久対策について、委員各位と理事者側との間に熱心な論議が行われた次第であります。この間における委員各位の御努力に対しましては、この際深く敬意を表するものであります。

今本委員会の審議過程において、論議の重点となりました事項を申し上げますならば、

まず、第一に、冷害凶作対策につきましては、冷害地帯における救済土木事業の施行、凶作凶漁地帯における失業対策事業の施行等に当り、その適正なる実施による生活資金対策、凶作地帯における学校給食の実施、飯米確保、被災農家に対する生活保護法の適用、医療班の派遣、薪炭林の払い下げ等の厚生対策、道及び農林省の水稲収穫予想の調整、被災農家に対する農業共済金の年内精算払いの促進、共済金評価の適正、肥料代金、農手の決済等をめぐる資金問題、すみがま築設補助、道路及び河川使用料の免除等の経済対策、種もみ供給の調整等の再生産対策、いわゆる松村品種の成績と民間育種に対する道の方針、水稲奨励品種選定と営農指導方針、開拓地入殖計画の適正化及び開拓農家の転落防止等寒地農業確立対策、凶作に伴う農家売り掛け代金のこげつき増大による中小企業金融対策等冷害凶作対策について、最も論議が集中されたのであります。

第二は、その他の道政諸問題といたしまして、本年度道々昇格の方針、離島における保健所及び隔離病舎設置の方針、低品位炭利用による低温乾溜工場設置の

549	沿岸漁業振興対策要望の件	同
529	春ニシン地帯漁業総合開発計画案に関する件	同
528	釧路市桂恋漁港建設の件	同
525	長万部町浄狩地区に自衛隊誘致の件	同
524	厚岸漁港及び床漂漁港整備の件	同
523	宗谷沖合海面たら延縄漁業に対し要望の件	同
496	豊林漁区三百二十一番海上秩序維持の件	同
487	太平洋岸十頭未満鮭鱒流網漁業の操業措置の件	同
432	海共第六十六号漁業権(第一種)漁場変更の件	同
431	鉾毒防除措置の件	同
430	海産物集合検査反対の件(十九件併合)	同
402	雄冬たらば豊林漁区三二一番における、すけそだら刺網漁業操業の件	同
356	道立漁船々員養成所設置の件	同
203	樺太東海岸海域における罾流漁業試験操業実施の件	水産
527	日本甜菜製糖株式会社美幌工場新設促進の件	同
526	伊達町に甜菜糖業工場建設の件	農務

見通し、中型底曳船によるしん混獲対策、知事選任の海区調整委員選考の方法、林地及び農地の土地利用区分の確立、道南地方における鹿の繁殖による農作物被害対策、町村合併の進捗と新市町村建設促進法による合併勧告の取扱ひ方針、町村合併の進行に伴う支庁行政区域の再検討の問題等当面する諸問題についても論議が行われた次第であります。

以上で質疑を終り、昨八日及び本日にわたり意見調整を行いました結果、今次追加更正予算につきましては、その内容が主として今次冷害凶作に当り、緊急に対策を要する事業費を主とするものであり、これが効率的、かつ実情に即する執行をはかり、飢餓線上を彷徨する多数被災農民の当面の生活安定上遺憾なきを期せられるよう強く要望され、かつ、冷害対策につきましては、今次追加予算のみをもつては、十分でないことは、知事もその提案説明において、述べているところであり、今後精力的な中央折衝等により、可及的に財源を確保し、救農土木事業等を初め、一連の救農対策を早急に確立し、すみやかに臨時議会の招集を期待し、今次追加更正予算等は原案承認もやむを得ないとされたところであります。

しかしながら、代表質問等においても、指摘されましたごとく、今次冷害凶作に伴いまして、道財政の健全化に関する計画にも大きな影響をもたらし、単年度計画においても、修正を必須とする情勢に鑑みまして、今後道財政の掌理に当りましては、財政健全化の大綱を失うことのないよう、特に、最大の努力を理事者に要請することとし、この際、各案件については、満場一致をもつて原案の通り可決いたしました次第であります。

以上、本委員会の付託案件審査の経過及び結果の概要を申し上げ私の報告を終わります。

436	435	434	433	558	513	503	500	468	467	465	457	428	426	338	563
津別町所在町村道津別原野道路を道々に昇格の件	苫小牧市中野一号道路新設に対し道費補助の件	道々苫小牧支笏湖線道路舗装工事施行の件	石狩川治水工事施行促進の件	歌志内町隔離病舎新築に対し認可補助の件	戦没者遺族援護の件	エヒノコックス症を地方病に指定要望の件	鷲泊村に稚内保健所出張所設置の件	千歳町泉郷に常駐医師派遣の件	道立旭川療養所移転の件	虎杖浜保育所新築に対し補助の件	浜益村民生安定対策の件	春練凶漁による被害漁民に対し生業資金融資の件	北海道食品協会連合会事業に対し補助金交付の件	北海道連合遺族会に対し補助の件	韓定置免許に関する件
同	同	同	建 設	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	厚 生	同

決議・意見書

決議案第一号

(昭和31、9、21原案可決)

冷害凶作対策特別委員会設置に関する決議

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十一年九月二十一日

提出者	議員
高田治郎	同
深山和	同
中山信一	同
天谷平	同
岡田義雄	同
福島新太郎	同
塚田謙二	同
林口常	同
川村清	同
河野辰男	同
高橋石松	同
中野与作	同
笠井幸彦	同
宮坂寿美雄	同
議長	同
副議長	同
荒哲夫	同

冷害凶作対策特別委員会設置に関する決議

一本議案に十七人の委員をもって構成する冷害凶作対策特別委員会を設置する。
二、本委員会は

484	483	482	481	480	476	473	456	455	443	442	441	440	439	438	437
梶加内村地内雨竜川治水事業施行の件	梶加内地内道々沼田士別線外二線の改良補修工事施行の件	梶加内村地内五線川外二河川を準用河川に昇格の件	梶加内村五線川並びに二線川砂防工事施行促進の件	道々沼田―士別線梶加内村測溝施設施行の件	鶴川町上水道事業に対し補助の件	中小上水道工事費補助金計上の件	道費河川浜益川の切換工事並びに災害復旧工事促進の件	二級国道札幌留萌線中浜益村内改良工事実施の件	知床漁港災害復旧工事促進の件	道々梶加内旭川線の一部線変更反対の件	道々江別新篠津間改修工事施行の件	道々香深鉛治線架設清水橋改修工事施行の件	上水道敷設事業道費補助継続交付の件	幕別町字止若地内一級国道幕別足寄線間を道道に昇格の件	道々北見津別線津別市街地区測溝工事施行の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	建設

至り、実にその損害は四百億円の巨額に及ぶ見込みであり、昭和二十八、九年と度重なる冷災害に加えて再び本年の大凶作は農家経済に大打撃を与え罹災農家の中には飢餓線上を彷徨する者も数多く重大な社会不安の醸成が危惧されるばかりでなくひいては道民全般に重大な経済的打撃を招来することは必至である。

この冷害凶作に対処するため道、市町村等関係団体は緊密な連繫の下全力を挙げ窮状打開に努めつつあるが、昭和二十八年以来四カ年にわたり打続く風水害冷災害の累積のため極度に疲弊した道及び市町村の財政事情の下においては、とうてい万全なる措置は望みがない実情にある。

よつて国及び関係当局は本道におけるこの実態を詳細に検討せられ管農資材対策、食糧対策、就労対策、金融対策、地方財政対策等当座せる応急対策は勿論、積雪寒冷特殊地帯としての本道農業に対する恒久対策についてもすみやかに万全の措置を講ぜられたいのである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する

北海道議会議長 荒 哲 夫

- 衆議院議長 自治庁長官
- 参議院議長 北海道開発庁長官
- 衆議院農林水産委員長 水産庁長官
- 参議院農林水産委員長 食糧庁長官
- 内閣総理大臣 林野庁長官
- 農林大臣 北海道開発局長
- 大蔵大臣 農林省北海道食糧事務所長
- 建設大臣 札幌国税局長
- 厚生大臣 国有鉄道札幌総支配人
- 運輸大臣 農林漁業金融公庫総裁
- 労働大臣 農林中央金庫理事長
- 通商産業大臣 札幌、旭川、北見、函館、
- 内閣官房長官 帯広各管林局長各通

各通
(行政庁以外は
陳情書とする。)

意見案第二号

(昭和31、10、8原案可決)

日ソ漁業委員会における日本側委員任命に關する

要望意見書(陳情書)

右別紙案文の通り提出する。

昭和三十一年十月八日

提出者 議員 時田政次郎

同 阿部英一

同 沖野政雄

同 川村清一

同 川瀬徳三郎

同 岡田義雄

同 松平武一

同 井野正揮

同 川端元治

同 黒沢与工

同 高橋源次郎

議長 荒 哲 夫 殿

(別紙)

日ソ漁業委員会における日本側委員任命に關する

要望意見書(陳情書)

日ソ両国間に近く発効が予想されている日ソ漁業条約に基く北西太平洋日ソ漁業委員会における日本側委員三人の任命に當つては、北海道の漁業関係代表者一名を必ず入れるよう要望する。

(理由)

日ソ国交の回復については、鳩山首相の訪ソを見、近くその実現が予想される処であるが、日ソ国交回復の上は、今春両国間において話がなされた日ソ漁業条約が発効し、これに基き北西太平洋日ソ漁業委員会は発足することになる

わけである。

しかしして、日ソ漁業条約の適用される区域は、北海道周辺主要漁場の大部分を包含し更にこれに続く日本海、オホーツク海、ベーリング海等を含んでるのであつて、当該海域における本道漁業の現況は、母船式鮭、ます漁業の四割、独航船式漁業の七割かに漁業の三割、にしん漁業の十割、たら稚漁等の九割を經營し、加えてこれら漁業資源は本道沿岸零細漁業と密接な関連性を有し、更に該海域は農林大臣許可並びに知事許可の漁業が併立している等当該海域と本道漁業とは密接不離の關係におかれているのである。

従つて日ソ漁業委員会における諸問題の協議決定に當つては、該海域における資源的、技術的諸事情に精通せる委員の任命が強く要請されることである。

よつて北西太平洋日ソ漁業委員会における日本側委員三人の任命に當つては北海道の漁業關係代表者一名を必ず入れるよう要望する。
右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議會議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣	各通（行政庁以外は陳情書とする）
農林大臣	
外務大臣	
衆議院議長	
参議院議長	
水産庁長官	

意見案第三号

（昭和31、10、9原案可決）

道路整備十カ年計画策定に関する意見書（陳情書）

右別紙案文の通り提出する。

昭和三十一年十月九日

提出者 議員 佐々木 利雄
同 中野 与作

議長 荒 哲 夫殿

（別紙）

道路整備十カ年計画策定に関する意見書（陳情書）

一、北海道総合開発の面的進展を期するため、道路整備十カ年計画の策定に當つては、本道と他府県の実業費比率は現行の道路整備五カ年計画比率を上廻るよう考慮するとともに直轄と補助の比率を適正にし、地方道の整備を図られる方途を講ぜられたい。

（理由）

我が国における道路整備については、さきに道路整備五カ年計画の樹立とともに実施に移されたが、この計画事業の進捗率は第三年次の今日なお全体の僅かに四十％に過ぎず然も計画達成後更に同程度の五カ年計画を数回繰返すことによつてもなお幹線道路網の整備は至難と云はれている実態にある。

ここにおいて、政府は近次道路網強化を重要國策として取り上げ新たな観点より明三十二年度より一兆七千億円の巨費をもつてする道路整備十カ年計画の策定を進め、その計画の推進を図らんとしている。

然して、本道における道路の現状は、道路網において他府県に比し極めて密度が低く且つ、實質的に幹線道路の代巻となるべき地方道の整備が十分でないため、広大なる地域における総合有機的な道路交通輸送上大なる制約を余儀なくさ

同	児見山 増 夫
同	秋山 孝 太 郎
同	富津 恂 太 郎
同	川口 常 一
同	糸川 章 夫
同	渡部 勇 雄
同	遠藤 英 吉
同	高橋 石 松
同	和平 千 治
同	中牧 千 治
同	本多 吉 江

れ、著るしく開発を阻害している実情にある。

よつて、本道総合開発の画期的進展を期するため、道路整備十カ年計画の策定に当つては、本道と他府県の事業費比率は現行の道路整備五カ年計画比率を上廻るよう考慮せられるとともに、直轄と補助の比率を適正にし、地方道の整備を図られる方途を講ぜられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣	各 通 (行政庁以外は陳情書とする)
建設大臣	
大蔵大臣	
開発庁長官	
衆議院議長	
参議院議長	



常任委員会

議会運営委員会

○九月二十一日 午前十一時三十一分、運営委員室において開議。

① 本日の議事は、知事より冷害状況及び対策の現況並びに提出議案の説明を聴取し、次に冷害凶作対策特別委員会の設置を議決すること。

② 冷害凶作対策特別委員会の構成は自民七、社会七、協ク二、労農一の十七名とし、経費は二百万円とすること。

③ 蒔田議員の自民党に所属変更に伴う議席の異動決定。

④ 本会議は午後二時より開議することとし、午後零時四分休憩、午後三時二十八分再開。

⑤ 委員会条例改正案の第二条常任委員会の構成について協議を行い、なお各派で検討することとし、午後三時四十八分散会。

○九月二十二日 午後零時十五分、運営委員室において開議。

① 常任委員会構成の問題については各派代表者会議をもつて協議することに決定、一旦休憩、午後二時二十六分再開。

② 本日の議事は、日程第一前回より継続審査の議案第六十五号利尻郡鬼脇村及び鴛泊村を廃止し、その区域をもつて東利尻村を置くの件を議決し、残余の日程は延期することに決定。

③ 冷害凶作対策に関する意見書は二十四日に提出することとし、午後二時三十一分散会。

○九月二十四日 午後二時四分、運営委員室において開議。

① 本日の議事は、日程第一のうち議案第二十号を委員会の審査を省略して議決、次に追加提出の議案第二十六号乃至第二十九号を知事の提案説明聴取の後、委員会の審査を省略して議決、次に意見案第一号を議決することに決定。

② 追加議案提出の見通しについて知事より説明を聴取の後、明日は本会議を開くことに決し、午後二時二十五分散会。

○九月二十五日 午前十一時十四分、運営委員室において開議。

① 会議規則改正案の問題点について協議を行い、第八十一条（少数意見の留保）を修正し、小委員会の原案のとおり決定、委員会条例改正案については第二条を除き小委員会の原案のとおり決定、午前十一時四十五分休憩、午後二時二十七分再開。

② 委員会条例改正案第二条の構成については各派の代表者によつて協議を行つたが結論が出ず、なお検討を要することとし、本日の議事は延期して散会し、明日午前十時開議することに決定、午後二時三十分散会。

○九月二十六日 午後二時三十四分、運営委員室において開議。

① 本会議は準備でき次第開議し、時間延長を行つて一旦休憩することとし、午後二時四十分休憩、午後五時十五分再開。

② 委員会条例改正案第二条の常任委員会の名称を総務、厚生、商工労働、農務、建設、農地開拓、水産、文教林務の八常任委員会とすること、委員の任期については議員の残任期間の二分の一で交替する旨の附則を決定、午後五時三十一分休憩、午後八時三十五分散会。

③ 知事より教育委員会委員選任に関する議案は二十八日正午までに提出したい旨の申し入れがあつて、これを了承。

④ 本日の議事は、議案第一号及び第二号を趣旨弁明の後、委員会

付託を省略して即決すること、次に追加提出の議案第三十号乃至第三十六号の提案理由説明を聴取すること。

⑤ 議案第一号の提案者には労働党が加わらず第二号については議運委員全員の提出とすること。

⑥ 明日の日程は、日程第一常任委員選任の、日程第二会期延長の件とすること。

⑦ 明日より議運委員会がなくなるので議長が中心となつて運営について協議すること。

⑧ 冷害対策促進のため知事が明日より上京し二十八日に帰庁することとを了承、午後八時四十二分散会。

各派代表者会議

地方自治法改正に伴い常任委員会としての議運委員会を廃止することとしたので、暫定的に各派代表者会議をもつこととした。

○九月二十七日 午後四時四分、運営委員室において開議。

① 本日の議事は、日程第一常任委員選任の件を委員の氏名を朗読の後諮ること、次に日程第二会期延長の件については明二十八日より十月四日まで七日間延長を議決すること、次に追加提出の議案第三十七号乃至第四十号を上程して提案説明を聴取の後委員会の審査を省略して議決すること。

② 請願、陳情は新常任委員会に付託を行い、常任委員会から請願、陳情審査報告書の提出されているものについては適當の機会に上程すること。冷害凶作関係の請願陳情を冷害凶作対策特別委員会に付託するかどうかその取扱ひ方については各派で意見をまとめておくこと。

③ 議運委員会又は各派交渉会の何れを設けるかについて各派で

協議することとし、午後四時二十五分散会。

し、午後五時三十八分散会。

○九月二十八日 午前十一時十二分、運営委員室において開議。

○九月三十日 午後二時四十分、運営委員室において開議。

① 今後の議事運営について協議を行い、午前十一時三十九分休憩、午後一時五十分再開。

① 本会議は時間延長を行つて一旦休憩することとし、午後二時四十分休憩、午後九時十一分再開。

② 議会運営委員会又は各派交渉会の何れを設けらるかについて協議を行つたが結論が出ず。

② 議案第四十二号は無記名投票により採決を行うこと、投票立会人に現在この代表者会議に出席の林（自民）天谷（協ク）河野（社）和平（労）各議員を指名すること、議案に対する討論は省略することに決定。

③ 本日の議事は、議長の常任委員辞任を許可する議決を行い、次に常任委員の所属変更について農地開拓委員に大石議員（社）厚生委員に太田議員（社）とすることを議決し、時間延長を行つて一旦休憩することとし、午後二時十五分休憩、午後四時四十五分再開。

③ 明十月一日より三日まで三日間休会することに決定、午後九時十七分散会。

④ 教育委員選任に関する議案の提出は明日となることについて知事より了承を求むる発言があつて、これを了承、暫時休憩、午後四時五十五分再開。

○十月四日 午後一時二十分、運営委員室において開議。

⑤ 知事の上京と今後の議事の進め方について協議を行い、暫時休憩、午後五時二十七分再開。

① 本会議は代表質疑を時田（社）田呂（協ク）議員が行つた後、一旦休憩し、会期延長について協議すること。

⑥ 知事の上京については了承すること、今後の議事の進め方については明日協議することとし、直ちに本会議を開いて散会することに決し、午後五時三十五分散会。

② 追加提出の議案第四十三号乃至第四十五号については提案説明を省略することに決定。

○九月二十九日 午後二時十分、運営委員室において開議。

① 知事の冷害凶作対策運動を推進させるため十月三日まで休会すること。

③ 本日の議事は日程を変更して冷害凶作関係請願陳情を冷害凶作対策特別委員会に付託並びに常任委員会に付託の分の付託替を行い、次に日程第一の議案に追加して議案第四十三号乃至第四十五号を上程し道政に関する一般質問を併せ行うことを諮り、代表質疑に入ること、本会議は準備でき次第開議することとし、午後一時四十六分休憩、午後五時二分再開。

② 本会議は時間延長を行つて休憩することとし、午後二時三十六分休憩、午後五時五十七分再開。

④ 今後の進め方について協議を行い、暫時休憩、午後五時三十五分再開、明日は代表質疑及び一般質疑を全部終了させることとし、本

③ 本日の議事は追加提出の議案第四十二号北海道教育委員会委員選任につき同意を求むる件を上程して総務部長より提案説明を聴取し、明日は休日であるが特に会議を開いてこれを議決することと

日の本会議は明十月五日より九日まで五日間会期延長を決めて散会することに決定、午後六時三十二分散会。

○十月五日 午後一時五十五分、運営委員室において開議。

① 本日の代表質疑は深山（自民）山内（労）議員、一般質疑は西野（自民）渡部（社）西島（自民）川瀬（協ク）各議員が行い、質疑終了後本会議を一旦休憩することに決定。

② 会議案第三号北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例制定の件を総務委員会の関係議員の提出とすることに決定。

③ 予算特別委員会を設置すること、委員会の構成は自民七、社会七、協ク二、労農一の十七名とし、委員会設置の動議は協同クラブより提出することとし、午後二時十分休憩、午後六時三十五分再開。

④ 明日本会議を開くかどうかについて協議の結果、明日は会議案第三号を上程することとし、午後六時五十二分散会。

○十月六日 午後二時三十六分、議長室において開議。

① 知事より教育委員選任に関する議案提出の見通しについて説明を聴取。

② 本日の議事は日程第一会議案第三号を趣旨弁明を省略して総務委員会に付託すること、次に日程に追加して冷害関係請願陳情を冷害凶作対策特別委員会に付託すること。

③ 明後十月八日は議事日程を定めないので本会議をもつこととし、午後二時四十二分散会。

○十月八日 午後二時四十一分、議長室において開議。

① 本会議は時間延長を行つて一旦休憩することとし、午後二時四十分休憩、同四時五十二分再開。

② 水産委員会関係議員提出の意見案第二号日ソ漁業委員会における日本側委員任命に関する要望意見書は委員会付託を省略して議決することにより決定。

③ 冷害凶作関係の請願第三百六十三号及び陳情第五百六十五号は冷

害凶作対策特別委員会に付託を議決すること。

④ 明日は議事日程を定めないので本会議をもつこととし、午後四時五十七分散会。

○十月九日 午後零時三十分、議長室において開議。

① 今後の議会運営に関する委員会又は各派交渉会の設置について協議を行い、各派交渉会規約案については各派で検討することとした。

② 議員の道外視察については一組五名以上とし、止むを得ない場合は三名以上でも実施すること、本年度は三十名前後実施することとし、午後零時五十分休憩、同六時七分再開。

③ 各派交渉会を設けることとし、各派交渉会規約を決定。

④ 今後の議事は日程第三議案第四十六号教育委員選任につき同意を求めらるる件を提案説明聴取後委員会付託を省略して議決、次に日程第四議案第四十七号監査委員選任につき同意を求めらるる件を提案説明聴取後委員会付託を省略して議決、次に日程第五意見案第三号道路整備十カ年計画策定に関する意見書を趣旨弁明の後委員会付託を省略して議決、次に日程第六請願陳情審査の件を委員長報告を省略して委員会決定のとおり決定、次に日程第七第二回定例会より継続審査の議案第二十一号を委員会の申し出のとおり次の会期まで継続審査を付託、次に日程第八閉会申請陳情継続審査の件及び日程第九閉会中事務継続調査の件を一括議題として委員会の申し出のとおりそれぞれ継続審査又は調査を付託すること、次に日程第十決議案第二号を趣旨弁明並びに委員会付託を省略して議決することとし、午後六時三十五分散会。

總務委員會

○九月二十日 午後一時四十五分、運営委員室において開議。

① 冒頭、西興部村長より、西興部村、興部町の町村合併については合併しないという結論に達したので道の計画については再検討されたい旨の陳情を聴取。

② 宮北委員長(社)より第三回定例道議会に提出予定の案件について説明を求め、議案第一号乃至第二十五号、報告第一号乃至第四号について総務部次長、財政課長、地方課長より説明を聴取、林委員(自民)より、北見市に相内村編入合併に関する現地調査の実施については委員長一任としたい旨の発言があつて、異議なくそのことに決定、ついで松尾委員(自民)より、専門委員の在職の有無、美国町、余別村、入舸村の町村合併に関するその後の状況等について、岩田委員(自民)より、東、西両島牧村の合併、落部村、八雲町の合併、鹿部、臼尻、尾札部三村の合併に関する提案見通しについて質疑があり、地方課長より答弁、午後二時二十五分散会。

○九月二十四日 午後零時十五分、第三委員室において開議。

宮北委員長(社)より、本日追加提出の案件について説明を求め、議案第二十六号乃至第二十九号について地方課長より説明を聴取、中牧(自民)田呂(協ク)委員より本案はいずれも町村合併関係で現地調査済みのものであるから委員会付託を省略して本会議で即決するよう委員長において議長と協議の上取計らわれない旨の発言があつて、異議なくそのことに決定、ついで中牧委員(自民)より、町村合併の進捗率及び今後の目標について質疑、応答があつて、午後零時四十五分散会。

○九月二十六日 午前十一時四十分、第三委員室において開議。

冒頭、清水町長及び御影村長より、清水町、御影村の町村合併の実現方について陳情を聴取。

① 二瓶副委員長(協ク)より、明二十七日提案予定の町村合併関係案件について説明を求め、地方課長より説明を聴取、北見市に相内村編入に関する現地調査の経過について小島委員(社)より報告があつて、北見市に相内村を編入することについては明日提案された場合委員会付託を省略して本会議で即決することに決定、清水町、御影村の合併、佐呂間町、若佐村の合併、士別市、朝日村の境界変更の三件については、協議の結果、提案された場合委員会付託を省略して本会議で即決することに決し、この取扱い方については委員長より議長に申し入れることとし、午後二時五十分休憩、午後八時三十六分再開。

② 宮北委員長(社)より、本日提出の案件について説明を求め、議案第三十号乃至第三十六号について総務部長より説明を聴取、午後九時十分散会。

○九月二十七日 午後五時、第一委員室において開議。

① 小島臨時委員長(社)より、委員長互選の方法について諮り、岩田委員(自民)より、指名推選の方法により斎藤委員(社)を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② ついで臨時委員長より、副委員長互選の方法について諮り、岩田委員(自民)より、指名推選の方法により麻里委員(自民)を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定、暫時休憩、午後五時五分再開。

③ 麻里副委員長(自民)より、委員席について諮り、これを決定して、午後五時六分散会。

○十月四日 午後一時二十五分、第一委員室において協議会を開議。

① 河野委員(社)より、本日は正副委員長とも事故があるので協議会形式で運営することとし、本委員は年長の故をもつて運営を行うことについて諮り、異議なくそのことに決し、本日追加提出の議案第四十三号乃至第四十五号について総務部長より説明を聴取。

② 次に石炭手当免税問題のその後の経過について人事課長より説明を聴取、松尾(自民)山内(労)岩田(自民)高田(社)堀(社)各委員より、税制調査会に対する運動の問題並びに今後の折衝等についてそれぞれ意見があつて、河野委員(社)において本問題に関する上京折衝委員の派遣等について正副委員長と協議の上実施することとし、午後二時五分散会。

○十月六日 午後二時十分、第二委員室において開議。

麻里副委員長(自民)より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第一号乃至第三号、第五号、第六号、第八号乃至第十一号、第十六号、第二十二号、第二十五号、第四十一号、第四十三号は原案可決、議案第十四号及び第十五号は修正可決、報告第一号及び第二号は承認議決に決し、議案第十七号(北海道警察組織条例の一部を改正する条例制定の件)の審査に入り、田呂委員(協ク)より治安委員会における瀬棚警察署改築問題に関連する請願陳情の審査経過について説明があつて、暫時休憩、午後三時四十分再開、大久保委員(自民)より、治安委員会における瀬棚警察署改築に関する請願陳情の審査と自治法改正に伴う旧常任委員会の審査の法的効力について質疑があり、議事課長より答弁があつて、暫時休憩、午後四時五分再開、ついで岩田委員(自民)より、本件は直ちに無記名投票の方法により採決を行われないとの動議を提出、賛成あつて動議成立したが、麻里副委員長(自民)高田委員(社)より、満場一致の線でまとめた旨の発言があつて、岩田委員(自民)より動議を撤回する

旨の発言があり、異議なくこれを了承、議案第十七号は異議なく原案可決に決定、ついで本件に関連する請願第三百五十六号は不採択に決し、午後五時七分散会。

○十月八日 午後二時三十五分、第二委員室において開議。

① 麻里委員長(自民)より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第三号は原案可決に決定、請願陳情については休会中継続審査とすることに決し、

② 次に閉会中の事務調査については、石炭手当免税措置に関する法律制定の件、未合併市町村の合併推進並びに新市町村の建設促進に関する調査の件を決定。

③ 次に石炭手当免税問題に関する上京折衝については第一班は十月十日より派遣し、第二班は十月十三日頃委員会を開いて十五日頃派遣することとし、派遣委員の選任並びに日程等については正副委員長一任に決定、午後二時五十分散会。

○十月二十九日 午後一時四十分、第一委員室において開議。

麻里副委員長(自民)より、陳情聴取について諮り、異議なくこれを聴取することとし、西興部村議会議長、東藻琴村長より、合併対象町村より除外方についてそれぞれ陳情を聴取、ついで高田委員(社)より、本日はこの程度として明日早く委員会を開くこととされたい旨の発言があつて、異議なくそのこととし、午後一時五分散会。

○十月三十日 午前十一時五十分、第一委員室において開議。

① 麻里副委員長(自民)より、石炭手当免税問題に関する中央折衝経過について説明を求め、人事課長より説明を聴取、河野(社)高田(社)山内(労)小島(社)堀(社)各委員より、本問題に対する今後の方針についてそれぞれ意見があり、結局理事者側において

六者会議を開いてもらうこととし、それには在札の委員が参加し、その結果必要に応じて委員会を開いて上京折衝委員の派遣についてはその時決めることとした。

② 次に今後の町村合併並びに新市町村の整備促進の問題について地方課長より説明を聴取、田呂（協ク）山内（労）高田（社）小島（社）堀（社）各委員より、今後の町村合併の問題点について質疑及び意見があり、地方課長より答弁があつて、一旦休憩、午後二時三十分再開。

③ 次に請願、陳情の審査を行い、請願第三百三十三号は採択、陳情第二号、第三百九十七号、第三百八十五号、第四百八号、第四百二十二号、第四百二十四号、第四百七十九号、第五百八号、第五百十一号、第五百十二号、第五百五十四号は継続審査に決定、午後三時十分散会。

厚生委員会

○九月二十七日 午後五時三分、第三委員室において開議。

- ① 徳中臨時委員長（自民）より、委員長互選の方法について諮り、宮本委員（協ク）より、指名推選の方法により佐久間委員（自民）を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。
- ② 佐久間委員長（自民）より、副委員長互選の方法について諮り、中山委員（自民）より、指名推選の方法により塚田委員（労）を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定、午後五時八分散会。

○十月五日 午後二時九分、第三委員室において開議。

① 冒頭、水道協会道支部役員より、北大工学部に衛生工学科設置方について陳情を聴取。

② 佐久間委員長（自民）より、本日は請願、陳情の審査を行うのであつが最初に各部課長の紹介並びに所管事務について説明を聴取する旨を述べ、民生部長、衛生部長よりそれぞれ各課長の紹介があつて、本会議が開議されるので、この程度とすることとし、午後二時二十一分散会。

○十月八日 午後一時二十五分、議場において開議。

- ① 佐久間委員長（自民）より付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第十八号は原案可決に決定。
- ② 次に冷害対策に関する中央折衝委員の派遣について諮り、正副委員長一任に決定。
- ③ 各部の懸案事項について衛生部長、民生部長よりそれぞれ説明を聴取、塚田委員（労）より、国保事業に関連して災害特別措置法適用の問題について、井口委員（社）より、C A C 救援米放出に対する受入れ側町村の倉敷料の問題について、村本委員（社）より、保健所新設の見通しについて質疑があり、衛生部長、社会課長より答弁があつて、各部の懸案事項については冷害対策に関する上京委員が併せ折衝を行うこと、なおソ連地区引揚者の舞鶴出迎えについても併せ行うこととし、上京委員に佐久間委員長（自民）塚田（労）井口（社）委員を決定、塚田委員は舞鶴出迎えを行うこととし、午後二時十五分散会。

○十月九日 午前十一時三十二分、第三委員室において開議。

- ① 佐久間委員長（自民）より、請願、陳情の取扱ひ方について諮り閉会中継続審査とすることに決し、
- ② ついで塚田委員（労）より、冷害被災開拓者に対する放出米の増

加要求に関する資料の提出要求があつて、午前十一時四十七分散会。

○十月二十九日 午前十一時四十分、第三委員室において開議。

① 佐久間委員長（自民）より、冷害対策並びに民生部関係懸案事項に関する中央折衝経過について報告を求め、井口委員（社）より報告があり、ついで衛生部関係懸案事項に関する中央折衝並びにソ連地区引揚者の舞鶴出迎への経過について塚田委員（労）より報告があり、その後の状況について民生部長、衛生部長事務取扱より説明を聴取。

② 民生部関係の請願、陳情の審査を行い、請願第三百六十一号、陳情第三百三十八号、第四百二十八号、第四百五十七号、第四百六十五号、第五百十三号は採択、請願第七十三号、第二百二十六号は不採択に決し、暫時休憩、午後二時四十八分再開。

③ 次に衛生部関係の請願、陳情の審査に入り、請願第三百十一号、第三百二十六号、陳情第四百二十六号、第四百六十八号、第五百三十三号は採択、陳情第四百六十七号は不採択、同第五百号、第五百五十八号は継続審査に決定、ついで井口委員（社）より、陳情第五百三十三号（エヒノコツクス症を地方病に指定要望の件）に関連し関係方面に強く働きかける必要があるので次期定例会において意見書を提出されたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定、午後四時一分散会。

商工労働委員会

○九月二十七日 午後五時五十五分、第二委員室において開議。

① 宮坂臨時委員長（自民）より委員長互選の方法について諮り、新

川委員（労）より、指名推選の方法により宮坂委員（自民）を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② 宮坂委員長（自民）より、副委員長互選の方法について諮り、新川委員（労）より、指名推選の方法により森川委員（社）を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定、午後五時五十八分散会。

○十月八日 午後二時五十八分、運営委員室において開議。

正副委員長共に事故があるので年長委員である伊藤（作）臨時委員長（自民）より、請願、陳情については特に決定のなされなかつたものは継続審査とすることについて諮り、異議なくそのことに決定、閉会中事務調査の件については委員長一任とすることとし、新川委員（労）より、十月十六日に東京都において国際貿易促進地方議員連盟の定期大会が開かれるので出席されたい旨の発言があつて午後三時四分散会。

○十月九日 午前十一時四十分、副議長室において開議。

① 宮坂委員長（自民）より、各部の所管事項について説明を求め、商工部所管について商務課長より説明を聴取、新川（労）伊藤（作）（自民）道下（協ク）各委員より、各府県の博覧会開催予定と道の特設館設置の問題について質疑があり、商務課長より答弁。

② ついで北大工学部長並びに教授より、北大工学部石炭化学研究室の設置促進方について陳情を聴取。

③ 次に最近の労働情勢について労政課長より、最近の労働市場、職業紹介、失対事業等について職業安定補導課長よりそれぞれ説明を聴取、新川委員（労）より、日雇労働者の稼働増加の見込みと教養土木事業との関連について質疑があり、答弁があつて、一旦休憩、午後一時二分再開。

④ 次に冷害関係について商務課長より説明を聴取、道下（協ク）西野（自民）山本（自民）大島（自民）各委員より、金融問題について質疑があり、商務課長より答弁。

⑤ 次に失業保険業務の概要について失業保険課長より説明を聴取。

⑥ 次に中央折衝委員の派遣について諮り、派遣委員に宮坂委員長（自民）橋本（清）（社）山本（自民）各委員を決定、十月十五日午前十時東京事務所集合することとし、道内商工労働事情視察については十一月月上旬行うことに決定し、午後一時三十分散会。

○十月二十七日 午前十一時十五分、第三委員室において開議。

① 宮坂委員長（自民）より、商工、労働問題に関する中央折衝経過について報告の後、十月十六日東京ステーションホテルで開かれた国際貿易促進議員連盟の大会の経過について橋本（清）（社）新川（労）委員より報告があり、

② 次に請願、陳情の審査を行い、請願第四百四十四号、陳情第四百二十九号、第五百五号、第五百三十四号は採択、請願第三百二十五号、第三百六十号は継続審査に決定、ついで伊藤（作）（自民）新川（労）委員より、北日本航空に対する道の出資関係、空港整備の問題等について質疑及び意見があり、商務課長より答弁、暫時休憩、午後零時三十分再開。

③ 次に道内商工労働事情調査の実施について諮り、全員参加することとし、胆振、渡島各支庁管内を、期間は十一月七日より十一日まで五日間と決定。

④ 次に橋本（清）委員（社）より、道東地区の冷害凶漁に対する融資について意見があつて、協議の結果十月二十九日に在札系統金融機関に対し宮坂委員長（自民）新川（労）伊藤（作）（自民）委員が折衝を行うことに決定、午後零時四十五分散会。

農務委員会

○九月二十七日 午後五時三分、議場北側議席において開議。

① 黒松臨時委員長（協ク）より、委員長互選の方法について諮り、西島委員（自民）より、指名推選の方法により朝日委員（協ク）を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② 朝日委員長（協ク）より、副委員長互選の方法について諮り、本委員（自民）より、指名推選の方法により笠井委員（社）を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定、午後五時八分散会。

○十月六日 午後一時四十分、第一委員室において開議。

① 朝日委員長（協ク）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第二十三号は原案可決に決し、請願、陳情については特別な決定をなさなかつたものについては閉会中継続審査とすることに決定。

② 次に冷害対策関係について農務部長より説明を聴取、冷害対策に関する中央折衝委員の派遣については、班の編成、派遣委員の選任、日程等正副委員長一任に決し、午後二時五十二分散会。

○十月八日 午後五時二分、第二委員室において開議。

朝日委員長（協ク）より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第十九号は原案可決に決定、午後五時十分散会。

建設委員会

○九月二十七日 午後五時五十五分、運営委員室において開議。

① 秋山臨時委員長（協ク）より、委員長互選の方法について諮り、本多委員（自民）より、指名推選の方法により佐々木委員（自民）を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② 佐々木委員長（自民）より、副委員長互選の方法について諮り、本多委員（自民）より、指名推選の方法により秋山委員（協ク）を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定、午後五時五十八分散会。

○十月八日 午後零時四十分、第三委員室において開議。

① 佐々木委員長（自民）より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第二十四号は同意議決に決定。

② 次に糸川委員（社）より、道路整備十カ年計画策定に関連して十カ年計画の内容、本問題に関する意見書の提出等について質疑及び意見があり、土木部長より答弁、中牧（自民）和平（労）川口（自民）児見山（社）各委員より、本問題に関する中央折衝の実施についてそれぞれ意見があつて、午後一時十五分散会。

○十月九日 午後一時二十分、第三委員室において開議。

① 佐々木委員長（自民）より、昭和三十三年度建築部事業概要について説明を求め、建築部長より説明を聴取。

② 次に道路整備十カ年計画策定に関する見直しについて土木部長より説明を聴取、本件については上京委員を派遣することとし、派遣委員の選任並びに期間等については委員長一任に決し、ついで道路整備十カ年計画策定に関する意見書について諮り、案文のとおり提出

することに決定。

③ 次に冷害対策関係中央折衝の第二班の派遣については第一班の折衝結果を見て派遣することとし、派遣の見直し等については委員長一任とすることに決定。

④ 次に北海道総合開発第二次五カ年計画における住宅建設計画について建築部長より説明を聴取の後、午後一時五十三分散会。

○十月二十日 午後十一時二十分、第一委員室において開議。

佐々木委員長（自民）より、道路整備十カ年計画策定の問題並びに冷害対策としての救農土木工事予算獲得に関する中央折衝の結果について報告を求め、糸川委員（社）より報告があつて、秋山副委員長（協ク）宮津（自民）和平（労）中牧（自民）中野（与）（社）川口（自民）各委員より、冷害対策関係折衝における数字の喰い違いの問題、道路整備十カ年計画策定問題並びに冷害対策関係中央折衝第二班上京の問題、仕越工事に対する予算交付の問題等について質疑及び意見交換があつて、土木部次長、管理課次長より答弁、冷害対策関係の第二班として上京委員を派遣することに決し、派遣委員の選任並びに期間等については委員長一任とすることに決し、午後零時三十分散会。

農地開拓委員会

○九月二十七日 午後四時五十九分、副議長室において開議。

① 大竹臨時委員長（協ク）より、委員長互選の方法について諮り、林委員（自民）より、指名推選の方法により宮北委員（社）を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② 宮北委員長（社）より、副委員長互選の方法について諮り、林委員（自民）より、指名推選の方法により大竹委員（協ク）を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、午後五時八分散会。

○十月六日 午後三時十四分、第三委員室において開議。

① 宮北委員長（社）より、冷害応急対策について説明を求め、農地開拓部長より説明を聴取、ついで冷害凶作に関する中央折衝の実施について諮り、異議なくそのことに決し、派遣委員の選任等については委員長一任に決定。

② 次に前委員会より付託替になつた請願、陳情については精査を要するので継続審査を行うこととし、特別な決定をなさないものについては閉会中継続審査を行うことに決定、午後三時四十二分散会。

水産委員会

○九月二十七日 午後五時十七分、談話室において開議。

① 川瀬臨時委員長（協ク）より、委員長互選の方法について諮り、松平委員（自民）より、指名推選の方法により時田委員（社）を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② 時田委員長（社）より、副委員長互選の方法について諮り、松平委員（自民）より、指名推選の方法により川端委員（自民）を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定、午後五時二十三分散会。

○十月八日 午後一時五十分、第三委員室において開議。

① 時田委員長（社）より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第二十一号は原案可決に決定、請願陳情の審査は次期委員会で行うこととした。

② 陳情聴取を行うこととし、北方漁業促進北海道期成会々長及び漁業公社常務取締役より、日ソ漁業条約に基く北西太平洋日ソ漁業委員会委員の任命に当つては本道漁業関係代表者一名を任命されるよう要望願したい旨の陳情を聴取、ついで本件については意見書を提出することに決し、暫時休憩、午後二時十分再開、意見書案文の起草委員に阿部（自民）黒沢（社）川瀬（協ク）各委員を決定、本件に関する上京折衝委員の選任等については委員長一任とすることに決し、

③ ついで閉会中の事務調査案件については委員長一任とすることとし、

④ 次に沖野委員（自民）より、本日の委員会に委員長を通じて水産試験場長並びに平野技師の出席を要求してあつたが出席がない点について発言があり、水産部長より本日出席できない理由を述べて、暫時休憩、午後二時三十五分再開、委員長より、次期委員会に水産試験場長、平野技師等の出席を求め旨を述べ、午後二時三十六分散会。

○十月十五日 午前十一時、第三委員室において開議。

① 時田委員長（社）より、先日來より沖野委員（自民）から要求の鯨資源調査に対する水産試験場の見解事項を議題に供し、沖野委員（自民）より、冬鯨春鯨の関連性調査に関する水試の発表の内容並びに試験調査の経過、春鯨と冬鯨の関連性の問題等について質疑があり、水産試験場長、同場技師より答弁があつて、一旦休憩、午後一時十分再開、ついで春鯨と冬鯨の関連性について試験場技師より補足答弁があつて、沖野委員（自民）より、春鯨と冬鯨の関連性の

問題、二十八年乃至三十年の各年における水試発表の春練年令組成群と実際に獲つた魚群年令組成の割合、稚内で昭和二十七年頃行つた油練の回游状況調査のその後の経過、オホーツク海における練資源の見通し、冬練に若令練が多くなつてゐる原因、練総合開発計画における沖刺網計画の基礎、冬練春練に対する今後のあり方等について、井野委員(社)より、練資源の試験調査における将来の見通しに対する断定の問題について質疑があり、水産部長、水産試験場、同場技師よりそれぞれ答弁があつて、暫時休憩、午後二時四十七分再開。

② 次にいか漁業対策について水産部長より説明を聴取、川端副委員長(自民)より、本計画案に対する資金の裏付について、阿部委員(自民)より、本計画推進のための資金計画と資金導入の問題、函館の市場の設置問題等について、高橋(源)委員(自民)より市場の設置問題について、川村委員(社)より、系統金融機関との話し合いの状況について、岡田委員(社)より、本案に対する結論の打ち出し方について、沖野委員(自民)より、本案に対する慎重検討の必要、いか漁業の型態に対する考え方等について質疑及び意見があり、水産部長、漁政課長、水産課長よりそれぞれ答弁があつて、暫時休憩、午後四時三十四分再開、いか漁業対策についてはなお継続審議することとし、午後四時三十五分散会。

文教林務委員会

○九月二十七日 午後五時五分、議場南側議席において開議。

① 西川臨時委員長(自民)より、委員長五選の方法について語り、二瓶委員(協ク)より、指名推選の方法により中野(定)委員(社)

を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。
② 中野(定)委員長(社)より、副委員長五選の方法について語り、二瓶委員(協ク)より、指名推選の方法により福島委員(自民)を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定、午後五時五分散会。

○十月八日 午後一時、運営委員室において開議。

① 冒頭、芽室町長より、町立芽室高等学校の道立移管について、木古内町長より、町立木古内高等学校の道立移管について、それぞれ陳情を聴取。

② 中野(定)委員長(社)より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第四号、第七号、第十二号、第十三号、第四十四号、第四十五号は原案可、報告第二号は承認議決に決定。

③ 次に冷害凶作に関する学校給食の問題について中央折衝を行うこととし、本問題の折衝経過について行政課長より説明を聴取、二瓶委員(協ク)より、学校給食に関する冷害凶作特別委員会の折衝経過、教科書無償配布の実施時期等について、福島副委員長(自民)より、授業料の減免による歳入欠陥の補填の見通し、高橋(辰)委員(社)より、授業料減免による歳入欠陥補填の問題について質疑、応答があつて、上京委員の選任等については委員長二任とすることとした。

④ 浜頓別町長より、町立浜頓別高等学校の道立移管について陳情を聴取、午後二時三十一分散会。

○十月九日 午後零時十五分、運営委員室において開議。

中野(定)委員長(社)より、冷害凶作対策に関する林務部所管の中央の折衝経過について説明を求め、林務部長より説明を聴取、高橋(辰)委員(社)より、林道事業費の内容、道有林がない地域に

おける薪炭材払下げに関する営林局の協力要請等について、大沢委員（自民）より、炭窯構築に対する国庫補助率引上げの問題について質疑があり、林務部長、森林企画課長より答弁があつて、午後一時三十五分散会。

特別委員会

予算特別委員会

○十月五日 午後七時三分、議場において開議。

① 黒松臨時委員長（協ク）より、委員長互選の方法について諮り、休憩の上協議することとし、暫時休憩、午後七時七分再開、深山委員（自民）より、指名推選の方法により天谷委員（協ク）を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② 天谷委員長（協ク）より、副委員長互選の方法について諮り、深山委員（自民）より、指名推選の方法により笠井委員（社）を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定、暫時休憩、午後七時十五分再開。

③ 予算審査の日程は明日午前土木、民生、衛生、労働、商工の各部、公安委員会、教育委員会各所管、午後は農務、林務、水産、農地開拓、総務の各部所管について審査を行い、第二日は意見調整と

すること、質疑は通告の形式により順位は本会議の一般質疑の例によること、質疑の方法は一括質疑とすることに決し、午後七時十八分散会。

○十月六日 午前十一時四十分、議場において開議。

① 天谷委員長（協ク）より、土木、民生、衛生、労働、商工各部、公安委員会、教育委員会各所管に対する質疑を行う旨を述べ、深山委員（自民）より、議事進行について、一人で数部に亘り質疑のある場合は部毎に質疑答弁を終えて進行する方法をとられたい旨の発言があつて、異議なくそのことに決し、ついで深山委員（自民）より、冷害凶作に関連して学校給食対策、冷害凶作に関連して開拓入植者等の要保護世帯数の見直し、道道の砂利敷工事施工の問題、凶作に関連して中小企業者の販売代金焦付に対する対策等について、沖野委員（自民）より、凶作に関連して被害農民の疾病対策、道立病院等の経理監査の方法、利礼地区に保健所設置の問題及び隔離病舎整備の問題、宗谷支庁管内における町村道の道道昇格の見直し、救農土木事業に対する各町村別の事業計画、凶作に関連して夫対事業の実施箇所、夏漁の凶作に関連して関係各部の打ち合せの問題、凶作に関連して中小企業金融対策、天北低品位炭利用の低温乾燥工場問題の見直し、教育長の辞任と教育次長欠員の問題、凶作に関連して生活困窮者の増加の見直し等について、津川委員（社）より、凶作に関連して生活保護法適用者増加と家畜、農地等所有の農家に對する適用条件の緩和措置、凶作に関連して夫対事業の就労対策、昨年度実施の救農土木事業施工分の賃金未払の問題、救農土木事業の事業請負業者の選定の問題等について質疑があり、道教委行政課長、民生部長、土木部長、商工部長、衛生部長、労働部長よりそれぞれ答弁があつて、土木、民生、衛生、労働、商工各部、公安委員会、教育委員会各所管に対する質疑を終了、午前零時五十七分休憩、

午後二時十分再開。

② 次に農務、林務、農地開拓、水産、総務各部所管に対する質疑に入り、伊藤（作）委員（自民）より、松村水稻品種に対する道の考え方について質疑があり、農務部長より答弁、津川委員（社）より凶作に対する共済金仮払の問題、作況調査における評価委員と農林省作物統計事務所の調査の調整方法等について質疑があつて、暫時休憩、午後三時二十三分開、休憩前の津川委員の質疑に対する農務部長の答弁の後、伊藤（作）委員の質疑に対する農業試験場副場長の答弁があり、伊藤（作）（自民）児見山（社）西島（自民）津川（社）各委員より、松村品種の問題について質疑、応答があつて、沖野委員（自民）より、昭和二十五年に於ける開拓農家に対する貸付牛の数、公務員の町村長選挙に立候補の場合の取扱い方、支庁に対する権限移譲に関連して水検の特殊荷造承認事務の問題、開拓農家に対する貸付牛の仔返しに関する監査委員の報告の経緯、海区漁業調整委員の学識経験者と公益代表の知事の選衡方法、留萌根拠の中型底曳船による混獲鯨の陸揚処理経路、練習船の捕獲した魚類売却取扱いに対する監査委員の指摘の問題、開拓農家の家畜飼料対策等について質疑があり、総務部長、農地開拓部長、水産部長よりそれぞれ答弁があつて、午後五時十五分散会。

○十月八日 午前十一時二十五分、議場において開議。

天谷委員長（協ク）より、農務、林務、水産、農地開拓、総務各部所管に対する質疑を行う旨を述べ、五藤委員（社）より、農地と林地の競合問題に関連して化学技術局に土地利用区分確立の調査を依頼したというのがその経過、薪炭材の払下げ状況、炭窯構築補助の見直し等について、児見山委員（社）より、町村合併の進捗状況、新市町村建設促進法による知事の勧告等について、松原委員（自民）より、町村合併促進の問題、各支庁の行政区域再検討の問題、米の

収穫予想に対する農林省との調整の問題等について、山元委員（自民）より、開拓入植計画と入植実施の問題、開拓関係の厚生費予算の問題、種穀確保と冬期生活救済対策等について、伊藤（作）委員（自民）より、種穀確保の対策について、黒松委員（協ク）より、冷害被害農家に対する道路及び河川敷地の使用料減免措置について、川村委員（社）より、道南地方における鹿の禁猟期間の被害に対する道の措置、開拓地及び山岳地帯における大豆の被害に対する対策、既存農家に対する営農指導の一貫性の問題等について質疑があり、林務部長、総務部長、農務部長、総務部次長、開拓経営課長よりそれぞれ答弁があつて、農務、林務、水産、農地開拓、総務各部所管に対する質疑を終了、以上をもつて通告の質疑は全部終結、午後零時五十五分散会。

○十月九日 午後二時十分、第一委員室において開議。

天谷委員長（協ク）より、議案第三十号乃至第三十六号を一括議題に供し、各派の意見調整の結果について報告を求め、深山委員（自民）より、今次追加更正予算については、その内容が冷害凶作にあたり緊急に対策を要する事業費を主とするものであり、これが効率的かつ実情に即する執行をはかり、飢餓線上を彷徨する多数被災農民の当面の生活安定上遺憾なきを期されるよう強く要望するものであるが、これのみをもつて十分でないことは知事もその提案説明において述べているところであり、今後精力的な中央折衝等により可及的に財源を確保し、救農土木事業をはじめ一連の救農対策を早急に確立し、すみやかに臨時議会の招集を期待し、今次追加更正予算案等は原案承認もやむを得ないと存するものである。

しかしながら代表質問においても指摘した如く、今次冷害凶作に伴い道財政の健全化に関する計画にも大きな影響をもたらし、単年度計画においても修正を必須とする情勢にかんがみ、今後道財政の掌

理に當つては、財政健全化の大綱を失うことのないよう特に最大の努力を理事者に要請することをこの際強く指摘し、各案件については賛成の意を表するものである旨を述べ、ついで議案第三十号乃至第三十六号は異議なく原案可決に決定、委員長報告については深山委員より開陳された意見をとり入れることとして委員長一任に決し、付託案件全部を議了し、午後二時十七分散会。

総合開発調査特別委員会

○九月二十九日 午後五時、第一委員室において開議。

① 窪田臨時委員長(社)より、委員長互選の方法について諮り、田呂委員(協ク)より、指名推選の方法により岩田委員(自民)を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② 岩田委員長(自民)より、副委員長互選の方法について諮り、田呂委員(協ク)より、指名推選の方法により太田委員(社)を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、午後五時五分散会。

○十月五日 午後一時五十分、第一委員室において開議。

岩田委員長(自民)より、総合開発第二次五カ年計画の経過、本委員会における当面の調査事項、三十二年度開発予算の要求額等について説明を求め、企画本部長より説明を聴取、午後二時二十分散会。

○十月十日 午前十一時五分、第一委員室において開議。

① 岩田委員長(自民)より、総合開発第二次五カ年計画について説

明を求め、開発調査課長より説明を聴取、一旦休憩、午後一時二十分再開。

② 北海道交通開発株式会社設立案、青函陸道早期実現、未開発地域における文化厚生の問題、特殊気象地帯農業確立振興対策の四重点事項について開発調査課長より説明を聴取、ついでこれ等重点事項審議のため小委員会の設置について井口(社)児玉(自民)二瓶(協ク)塚田(労)田呂(協ク)舟木(社)大石(社)岩本(自民)林(自民)窪田(社)中山(自民)各委員よりそれぞれ意見があつて、当分の間これ等の問題については委員会で検討をすすめ、必要があれば小委員会を設置することとし、

③ 次に田呂委員(協ク)より、国営土地改良事業特別会計の取扱問題に關連して道で調査した資料の提出要求があつて、午後四時十五分散会。

○十月十一日 午前十一時十分、第一委員室において開議。

① 岩田委員長(自民)より、国営土地改良事業特別会計の取扱問題を議題に供し、田呂委員(協ク)より、本問題に対する道の考え方について質疑、応答があつて、委員長より、本問題については中央に対して充分検討する時間がほしい旨の申し入れをしたいと述べ、

② 次に北海道開発審議会において審議された総合開発第二次五カ年計画要綱案に対する道の意見について企画本部長より説明を聴取、一旦休憩、午後一時二十分再開。

③ 次に全般的な質疑に入り、二瓶委員(協ク)より、北海道交通開発株式会社設立構想に対する道の意見とりまとめの問題並びに十月十九日に開かれる北海道開発審議会において本件について知事は発言する考えかどうか、開発庁で作る総合開発第二次五カ年計画完成の時期、総合開発第二次五カ年計画のうち立法措置を要するものの取扱ひ方等について、大石委員(社)より、開発庁と道の計画

で教育費が相違している点、第二次五カ年計画と正力構想との関連、冬期道路交通確保に関する開発庁の予算計上が過少の問題、船舶大型化に伴い漁港築設の問題、青函擬制キロの撤廃と貨物運賃の是正策等について、泉谷委員（自民）より、青函実キロ制の実現より移出貨物の等級の引下げ方を運動すべき旨、三十二年度開発予算の折衝方針等について、村本委員（社）より、総合開発の意義、開発庁の存在理由、北海道総合開発と国土開発との関連等について、田呂委員（協ク）より、計画の進捗状況に伴う計画改訂の問題、人口五百五十万人想定理念、第三次産業の就業人口を多く見た理由、三十六年度における完全失業者算定の問題等について、林委員（自民）より、第二次五カ年計画における開発庁との相違点に対する調整の問題、第二次五カ年計画と正力構想の関連に対する開発庁の考え方等について、舟木委員（社）より、第二次五カ年計画策定における第一次計画との関連について、児玉委員（自民）より、第二次五カ年計画達成のための諸方策の推進態勢について、井口委員（社）より、宅地造成の問題特に労働者に対する住宅供給について質疑及び意見があり、企画本部長、企画課長より答弁があつて、暫時休憩、午後三時二十分再開。

④ 次に委員長より、正力構想による北海道交通開発株式会社設立の問題については十月十九日の北海道開発審議会にオヴザヴァーを派遣し、その経過報告を受けて中央の状況を判断し、その結果小委員会を設置することについて諮り、異議なくそのことに決定。

⑤ 次に特殊気象地帯農業確立振興対策について六名からなる小委員会を設置することとし、小委員の選任は委員長一任により太田副委員長（社）児玉（自民）二瓶（協ク）笠井（社）堀内（自民）泉谷（自民）各委員を決定。

⑥ 次に十月十九日に開かれる北海道開発審議会のオヴザヴァー派

遣については、派遣委員に岩田委員長（自民）太田副委員長（社）田呂（協ク）窪田（社）林（自民）村本（社）各委員を決定、なお上京委員は今まで懸案となつている調査事項について開発庁に申し入れることとし、午後四時五分散会。

○十月三十日 午前十一時二十分、第一委員室において開議。

① 岩田委員長（自民）より、十月十九日の北海道開発審議会、農林水産小委員会の経過並びに本会における当面の重点調査事項に関する開発庁との話し合いの経過について報告を求め、太田副委員長（社）より報告があり、ついで大石委員（社）より、三十二年度予算要求における冷害対策費の事業補助率について、中山委員（自民）より、北海道交通開発株式会社設立構想に対する代議士及び審議会委員の態度について質疑、応答があつて、

② 次に未開発地域における文化厚生事業の推進対策について開発調査課長より説明を聴取、中山（自民）塚田（労）井口（社）二瓶（協ク）各委員より、未開発地の定義の問題、本件に関する資料等について質疑があり、企画本部長、開発調査課長より答弁。

③ 次に委員長より、北海道交通開発株式会社設立問題に関する小委員会設置については、前回より研究課題になつていたので各委員において検討されたい旨を述べ、一旦休憩、午後二時二十分再開。

④ 特殊気象地帯農業確立振興対策について企画課長より説明を聴取。

⑤ 次に十一月二日に開かれる北海道開発審議会文化厚生労働小委員会にオヴザヴァーとして塚田（労）中山（自民）大石（社）井口（社）各委員、岩田委員長（自民）太田副委員長（社）を派遣することとし、午後三時十五分散会。

○十月三十一日 午前十一時十五分、第一委員室において開議。

① 岩田委員長（自民）より、未開墾地帯文化厚生事業促進の問題について説明を求め、開発調査課長より説明を聴取、舟木（社）大石（社）井口（社）二瓶（協ク）塚田（労）田呂（協ク）各委員、太田副委員長（社）より、未開墾地域の定義、範囲等の問題について質疑があり、企画本部長、開発調査課長より答弁があつて、一旦休憩、午後一時四十分再開、休憩前に引続き質疑を続行、大石（社）二瓶（協ク）井口（社）舟木（社）村本（社）田呂（協ク）各委員太田副委員長（社）より、未開墾地域振興の問題について質疑、企画本部長、開発調査課長より答弁。

② 次に特殊気象地帯農業確立振興対策について質疑に入り、大石（社）舟木（社）委員より、営農規模の問題等について質疑、企画課長より答弁があつて、岩田委員長（自民）より、本件については小委員会に任せることとし、なお十一月七日の北海道開発審議会農林水産小委員会にのぞむ態度を決定してもらふこととする旨を述べ、オヴザーパー派遣については小委員会を決めること、なお十一月八日の開発審議会北海道交通開発株式会社設立対策小委員会にも同派遣委員が出席することとした。

③ ついで二瓶委員（協ク）より、農家負債の状況、地域別並びに経営型差別、家畜保有量、営農面積中で農機具がないとか家畜保有なく荒廢地となり未利用の状況におかれては実態、家畜保有の状況、寒地農業のあるべき姿と現状、水田経営及び畑作経営の実態と指導面における状況等の資料提出要求があり、委員長より、これを要求した後、午後四時五分散会。

北海道税条例改正審査特別委員会

○十月八日 午後一時十五分、第一委員室において開議。

佐々木副委員長（自民）より、本年第二回定例会より継続審査付託の議案第二十一号北海道税条例の一部を改正する条例制定の件について今会期中に審査を終らないので次の議会まで閉会中も継続審査を要する旨を議長に申し出ることについて諮り、異議なくそのことに決定、午後一時十七分散会。

冷害凶作対策特別委員会

○九月二十一日 午後三時二十三分、第一委員室において開議。

① 高橋（石）臨時委員長（協ク）より、委員長互選の方法について諮り、暫時休憩、午後三時三十七分再開、新川委員（労）より、指名推選の方法により蒔田委員（自民）を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② 蒔田委員長（自民）より、副委員長互選の方法について諮り、新川委員（労）より、指名推選の方法により笠井委員（社）を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

③ ついで新川（労）秋山（協ク）桶谷（自民）本多（自民）各委員笠井副委員長（社）より、緊急措置すべき事項並びに委員会の運営について意見があつて、午後三時五十三分散会。

○九月二十二日 午前十時五十分、第一委員室において開議。

① 蒔田委員長（自民）より、農務部から提出の冷害関係資料につい

て説明を求め、「今夏の気候の特徴」並びに「三十一年度冷害による支庁別被害概況」について農務部長、農業改良課長より、開拓農家関係の被害概況について農地開拓部長より、作物成育状況に対する統計事務所の見方について農林省作物統計事務所技官よりそれぞれ説明を聴取、本多(自民)秋山(協ク)橋本(正)(社)高橋(石)(協ク)桶谷(自民)大沢(自民)渡部(社)児見山(社)各委員笠井副委員長(社)より、作況調査における道と作物統計事務所との調査結果の相違の問題について質疑があり、作物統計事務所技官、農務部長より答弁、橋本(正)(社)新川(労)委員より、冷害対策に関する道の財政見通しについて質疑及び意見があり、農地開拓部長、農務部長より答弁、ついで陳情聴取を行うこととし、北見地区町村長代表より、凶作対策について陳情を聴取、一旦休憩、午後三時十五分再開。

- ② 次に北海道の冷害凶作対策に関する意見書の案文を決定、明後日の本会議に上程することとし、
- ③ 次に知事に対する質疑に入り、橋本(正)委員(社)より、冷害対策の具体的措置と財政見通しについて、堀委員(社)より、道と作物統計事務所の作況調査の数字の相違の問題、道財政健全化と冷害対策の関連について、秋山委員(協ク)より、凶作地帯における思想の悪化に対する注意の必要について質疑及び意見があり、知事より答弁があつて、午後四時二分散会。

○九月二十四日 午後一時五十七分、第一委員室において開議。

- ① 冒頭、留府管内冷害対策協議会副会長、日高地方冷害対策本部長より、管内の冷害対策についてそれぞれ陳情を聴取。
- ② 蒔田委員長(自民)より、「昭和三十一年度北海道冷害急急対策要望事項」について説明を求め、農地開拓部長、農政課長、企画課長よりそれぞれ説明を聴取、一旦休憩、午後四時九分再開、大沢委

員(自民)より、各要望事項を中央に持ち出した場合の見通し、農家負債に対する利子補給の問題について、児見山委員(社)より、一般農家の災害資金と本年度償還の問題について、笠井副委員長(社)より、救農土木事業の早急実施の問題について質疑及び意見があり、農地開拓部長、農務部長、農政課長より答弁。

③ 農林省経済局長一行の冷害地視察については原則として同行することとし、各地区選出の議員が中心となつて支援すること、一行の出迎えは正副委員長とすることに決定、午後四時三十五分散会。

○九月二十六日 午後一時四十五分、第一委員室において開議。

- ① 冒頭、岩見沢市長より、昭和三十一年農作物の冷害凶作対策の早急実施方について陳情を聴取。
- ② 蒔田委員長(自民)より、「昭和三十一年度北海道冷害急急対策要望事項」の変更部分について説明を求め、総合開発企画課長より説明を聴取、渡部委員(社)より、炭窯構築費補助の問題について、児見山委員(社)より、農業共済金の早期交付方に関連して農作物基準反収の改正措置の打ち出し方について(関連して秋山委員(協ク)笠井副委員長(社)より本件の扱い方について意見があり)、本多委員(自民)より、国保保険税の減免と徴収猶予に対する融資措置に関連して医療給付の補助額引上げの問題について(関連して堀(社)新川(労)委員より国保運営の問題について意見があり)、橋本(正)委員(社)より、飼料確保に関連してピートパルプの道外移出防止対策について、増田委員(社)より、救農土木事業の実施における各市町村別貸金収入の考え方と補助率引上げの問題、炭窯構築費補助の問題等について、大沢委員(自民)より、小団地の土地改良事業に対する補助の問題、炭窯構築費補助に対する道費上置の問題等について、堀委員(社)より西紋別地区における農作物収穫皆無の困窮農家に対する救済措置の問題について質疑及び意見があ

り、農務部長、農地開拓部長、企画課長、社会課長、畜産課長より
答弁があつて、

③ 九月二十九日に開かれる衆院農林水産委員会に対する上京折衝に
ついて諮り、派遣委員は自民二、社会二、協ク労農で一の割振りと
し、各派で人選することとし午後三時三十分散会。

○九月三十日 午後五時四十五分、第一委員室において開議。

① 蒔田委員長（自民）より、中央折衝経過について報告の後、自民
党、社会党の冷害対策委員が十月三、四日頃より五日間位の日程で
それぞれ北海道冷害地の視察を行う際には、同行委員を派遣し、各地
区においては関係委員が随時参加することとし、派遣委員の選任に
ついては正副委員長一任に決定。

② ついで橋本（正）（社）大沢（自民）本多（自民）各委員より、自
民、社会各党の冷害地視察に大蔵省係官の同行を要請の問題、種籾
の早期確保の問題、共済金割振りの問題等についてそれぞれ意見が
あつて、午後六時三十分散会。

○十月六日 午前十一時十分、第一委員室において開議。

蒔田委員長（自民）より、中央折衝経過について報告を求め、笠井
副委員長（社）より報告があり、農務部関係の折衝経過について農
務部長より、救農土木関係について河川課長よりそれぞれ説明を聴
取、新川委員（労）より、既存農家に対する救済米要請の問題、特
別失対事業に關する土木、労働両部の資料、救援物資の国内無賃輸
送の要請等について、伊藤（弘）委員（自民）より、炭窯構築補助
に關連して木炭相場の問題並びに薪の払下げ問題について、児見山
委員（社）より、救農土木工事の箇所付けの見直しについて質疑及
び意見があり、農務部長、企画課長より答弁、ついで上京委員の派
遣について諮り、派遣委員の人数、期間等については正副委員長一

任に決し、午後零時六分散会。

○十月八日 午後一時四十五分、第一委員室において開議。

① 蒔田委員長（自民）より、林務部関係の冷害対策要望事項につ
いて説明を求め、林務部長より説明を聴取、堀委員（社）より、被害
農家に対する販売用薪炭材の払下げと融資の問題について、本多委
員（自民）より、薪炭材及び用材の払下げ価格の問題について、大
沢委員（自民）より、炭窯構築補助に關連して生産過剰の心配はな
いかという点について、児見山委員（社）より、道有林も国有林も
ない町村に対する薪炭材払下げ措置、薪炭材払下げ代金の延納等に
ついて、伊藤（弘）委員（自民）より、炭窯構築補助に關連して製
炭指導について、渡辺委員（社）より、炭窯構築補助率その他要望
事項に關する折衝の見直しについて、増田委員（社）より、林道及
び治山事業の継続分と新規分の内容について、笠井副委員長（社）
より崩壊地復旧工事の施工の見直しについて質疑及び意見があり、
林務部長より答弁。

② 次に土木部関係の冷害対策要望事項について土木部長より説明を
聴取、笠井副委員長（社）より、救農土木、失対事業等と一般土木
工事の施工箇所調整の問題、道担、直轄、町村の総事業量と財源割
振りの問題等について、大沢委員（自民）より、道担の砂利敷工事
に關する起債承認の見直しについて、本多委員（自民）より、市町
村道改修工事に対する国庫補助の問題について、堀委員（社）より、
町村に対する事業の配分における地域別の考慮について質疑及び意
見があり、土木部長、企画課長より答弁。

③ 次に冷害状況調査について参議院議員一行及び北海道開発審議会
農林水産小委員長の来道予定について企画課長より説明を聴取。

④ 次に全般冷害状況調査に來道した自民党の冷害対策特別委員に同
行の経過について桶谷委員（自民）より報告があつて、

⑤ 次に中央折衝の実施について諮り、第一班は十月十日から十六日頃まで、第二班は十月十六日から二十二日頃まで、第三班は十月二十二日から二十八日頃までとし、派遣委員については自民二、社会二、協ク、労農一でそれぞれ五名位とし、派遣委員の人は各派で協議の上決めることに決定、午後三時五十五分散会。

○十月三十一日 午前十時十五分、第一委員室において開議。

① 冒頭、稚内市助役より、宗谷地方における冷害救済措置について陳情を聴取。

② 蒔田委員長（自民）より、中央折衝経過の報告を求め、笠井副委員長（社）より第三班の折衝経過について報告があり、ついで各部所管の経過について総務部次長、農務部長、農地開拓部総務課長、土木部長、林業指導課係員よりそれぞれ説明を聴取の後、一旦休憩、午後一時四十三分再開。

③ ついで秋山委員（協ク）より、冷害に伴う影響による中小工業者の融資問題について質疑があり、商務課長より答弁。

④ 次に各部の説明に対する質疑に入り、秋山（協ク）大沢（自民）橋本（正）（社）渡部（社）児見山（社）中牧（自民）新川（労）各委員及び笠井副委員長（社）より、土地改良区の賦課金の歳入欠陥に対する補填措置の問題、被災農家の種籾払下げに対する助成措置の問題、開拓農家の雑穀種子に対する補助の問題、冷対事業に対する財源の見通し、農業共済事務費の予算とその計画、種籾払下げ価格の中に中間経費をみているかどうかの点、小規模土地改良における補助対象面積、炭窯構築補助の問題、市町村道の砂利敷工事の問題、救養土木事業の問題、学童給食の問題等について質疑及び意見があり、関係部課長よりそれぞれ答弁があつて、上京折衝委員の派遣は三名程度とすることに決し、派遣委員の選任等については委員長一任とし、午後三時三十五分散会。





全国都道府県議会議長会

○十月三日 午前十時三十分から東京都議会第四委員会室において第三十回地方制度調査委員会を開催、かねてから検討中である地方税財政制度改革問題について、本会の意見を決定、関係方面に提出し、強くその意向を反映するための協議を行つたが、協議に先立ち、自治庁小林財政部長より、昭和三十二年度における地方財政問題について、自治庁の考え方及び同庁が企図する公営事業金融公庫の設置要綱について説明を受け、次いで本会事務局試案による意見を中心に協議左記の意見を決定、なお①意見の内容については、全国知事会と協調する必要があるがこれらの調整は委員長に一任する。②この意見は、諸般の状況から緊急に関係方面に提出する必要がある。正副会長会に申し出て緊急処理する。③自治庁小林財政部長から説明あつた公営事業金融公庫設置については、知事会、市長会、町村会で自治庁案を支持する方針であり本会に参加を求められた場合はこれに協調する。ことを決して午後十二時四十分閉会した。

記

昭和三十二年地方税財政制度改革に関する意見

地方財政は、本年度において、国の施策として、既往の赤字彌上げを中心に、地方行政制度に対する改善措置が講ぜられたのであるが、この程度をもつてしては、地方公共団体が如何に努力を傾注してもその健全化は到底望み得ず、真に地方財政を確立するには、地方行政制度の根本的改革はもとより、当面の問題として、公債費等、なおその包蔵する幾多の不健全要素に対する抜本的解決策を必要とするものである。

とくに公債費の累増は、地方財政不健全化の最大要因であり、このまま推移すれば、ようやく再建の緒についた地方財政は、再び明年度から赤字の発生とこれが累積に悩まされることは必至であり、これら公債費対策の抜本的解決は、現下喫緊の要務といふべきである。

もとより地方公共団体が、真に自治体としての機能を完全に發揮するには、ひとり税財政面のみならず、地方行政制度全般にわたる改革を併せ行わねば、十全なる効果は期し得ないところであるが、ここには昭和三十二年度にとるべき、府県税財政制度改革について、本会の基本的意見を述べ、政府及び国会が、速かにこれらの改革を断行し、もつて地方財政健全化のため、善処せられるよう要望して止まない次第である。

記

一 府県税制度について

府県税体系を整備するとともに、自主財源を増強するため、次の措置を講ずること。

- 1 府県たばこ消費税率を引上げる。
- 2 地方道路財源の充実を図るため、地方道路税を増徴する。
- 3 国税及び地方税における各種非課税規定を再検討し、これが合理化を図る。
- 4 徴税手続について、国及び地方公共団体相互間の協力態勢を確立する等、徴税機構の簡素合理化を図る。

二 公債費問題の対策について

公債費問題の抜本的解決を図るとともに、地方債制度及びその運営を合理化するため、左の措置を講ずること。

- 1 既発行地方債に対する措置
- (1) 明らかに一般財源をもつて措置すべきものに代えて行われた地方債については、その元利を国庫において負担する。

(四) 直轄事業分担金、災害復旧事業及び失業対策事業に充てられたため起した地方債の償還残額については、国が元利の全額を補給する。

(五) 一般補助事業に充てられたため起した地方債及び財政再建債の償還残額については、国が元利の五割以上を補給する。

2 今後発行する地方債に對する措置

(イ) 発行を適債事業に重点をおくとともに、その発行の枠を拡大する。ただし、この方針に伴う地方債減少相当額は、一般財源に振替える。

(ロ) 地方債は、すべて政府資金により賄うことを原則とし、これにより難しい場合は、地方団体を対象とする金融機関を創設し、公募債の消化を円滑ならしめる。

(ハ) 政府資金の利率を大中に引下げるとともに、施設の耐用年数に應じて、償還年限を延長する。

三 地方交付税について

本制度の本質にかんがみ、地方財源の不足を十分補填し得るよう、次の措置を講ずること。

1 基準財政収入額については、特に市町村民税所得割の算定方法を適正化する。

2 基準財政需要額については、費目別単位費用を適正化し、とくに投資的経費の算定基準を実態に即するよう大中に引上げる。

四 国庫補助金制度について

国庫補助金負担金制度の合理化を図るため、次の措置を講ずること。

1 公共事業費については、その重点的施行を図ることを旨とするとともに一般職員補助金及び普通建設補助事業については、零細、低率（二分の一未満）のものを廃止し、その相当額を一般財源に振替える。

2 右の外、現行国庫補助金及び負担金については、国と地方の負担割合の合理化等につき、概ね次の措置を講ずる。

(イ) 全額国庫負担とすべきもの

国の直轄工事、災害復旧事業、災害救助（農林物産の災害対策を含む）失業対策事業及び国の機関委任事務に要する経費

(ロ) 四分の三以上国庫補助負担とすべきもの

治山、治水、砂防、総合開発等のごとく、国土保全の観点から、国の利

害に直接関係があり、受益の範囲が当該地方団体のみに限られない事業及び生活保護、結核予防のごとく、主として、国家的事務として処理する事務並びに義務教育に要する経費

(ハ) 二分の一以上国庫補助負担とすべきもの

国と地方とが連帯して、その経費を負担すべき事務（警察費等）及びとくに、国が国策としてのその遂行を確保する必要のある事業（農林漁業、中小企業対策等）

(ニ) 補助金行政を適正化するため、国庫補助金は、すべて地方公共団体を經由して交付する。

(ホ) 各種補助負担金（とくに災害復旧事業にかかるもの）は、できるだけ早期に交付するとともに、交付遅延に伴うつなぎ融資の利子は全額国庫負担とする。

五 赤字地方公共団体の再建整備強化について

財政再建団体については、さらにその再建を容易ならしめるよう、次の措置を講ずること。

1 地方財政再建促進特別措置法の適用範囲を、昭和三十一年度末において赤字を生じた団体にまで拡張するとともに、その対象となるべき赤字額は、再建指定目現在の赤字額とする。

2 赤字地方公共団体が、本意見各項による諸措置によつても、なお再建計画の実行に重大な支障を伴うものについては、再建債の利子補給、指定事業に對する補助率の引上げ等、所要の措置を講ずる。

六 給与制度の合理化について

給与制度を実態に即して合理化するよう所要の措置を講ずること。

七 国税の減税に伴う措置について

国税について、さらに減税が行われた場合には、地方税財源の減収を来さないよう、関係府県税、たばこ消費税及び地方交付税の税率を引上げる等、所要の補填措置を講ずる。

八 不足財源の補填措置について

前各号の措置によつても、なお財源が不足するときは、地方交付税法を改正して交付税率の引上げにより、これを補填する。

○十月三日 午後東京都議会において正、副会長会議を開催、午前中開催の地方制度調査委員会において決定の地方税財政制度改革に関する意見について協議、この意見については、知事会と調整したものを本会の意見とし、緊急処理として臨時税制調査会、政府その他の関係方面に提出することに決定した。

○十月十日 島根県王造において幹事会を開催、明十一日より開催の第三十五回定例会議案提出議案の取りまとめ及び議事運営について協議した。

○十月十一、十二の両日 松江市公会堂において中国プロツク及び四国プロツク共催にて、第三十五回定例会を開催、その概要次のとおり。

第一日

- 1 開催地島根県議長、本会会長の挨拶、暴風大火見舞に対する富山県議長の謝辞、島根県知事、松江市長の紹介、内閣総理大臣、自治庁長官祝辞の後、自治功労者の表彰（北海道関係、議事課長金沢栄君十五年以上）があり、
- 2 定例会正、副議長の選挙を行い。推せんにより議長に島根県議長を、副議長に山口県議長を選出。
- 3 議事に入る。

- イ 先づ
- ① 会務並びに会計報告を全議事務局長から
 - ② 会計監査報告を監事愛媛県議長から
 - ③ 地方制度調査委員会の経過報告を京都府議長からそれぞれ報告これを了承、会務報告に関連して会館対策のため、本会に、会館特別委員会を設置することに決した。
- ロ ついで、さきに幹事会において成案の「標準都道府県会議規則及び同委員会条例」並びに「昭和三十二年度地方税財政制度改革

に関する意見」をそれぞれ承認。

ハ ついで幹事会及び各プロツク提出の議案七十六件を上提、動議により内次の議案を先議することとし、いづれもこれを原案可決とし、その他の議案については、これを五部門の委員会に付託審査することにした。

先議原案可決された案件

第六十七号議案 地方財政確立に関する決議（幹事会提出）

第六十八号議案 原水爆禁止に関する決議（同）

第六十九号議案 沖繩の復帰に関する決議（同）

註Ⅱ第六十九号議案に関連して緊急動議により兩千島の領土復帰について訪ソ中の全権団宛激励電報を発することを万場一致で決定、案文取扱いについては事務局一任とした。

二 ついで日程を変更、役員選任の件を議題とし、詮衡委員を指名、明日選衡結果を報告することに決して散会した。

第二日

1 各部門委員長より順次、付託案件の審査経過並びに結果について報告があり、会議に諮つて、これを、いづれも委員長報告のとおり決定した。

2 ついで役員を選任に入り選衡委員長（山口県議長）の結果報告に基づき新役員を、次のとおり決定した。

- 会長 東京都
- 副会長 北海道、愛知県、大阪府、愛媛県、福岡県、
- 幹事 宮城県、山形県、福島県、神奈川県、千葉県、栃木県、山梨県、福井県、兵庫県、滋賀県、広島県、鳥取県、徳島県、高知県、長崎県、宮崎県、熊本県、
- 監事 長野県、静岡県、鹿児島県、
- 地方制度調査委員

青森県、岩手県、秋田県、茨城県、埼玉県、群馬県、新

湯県、静岡県、石川県、京都府、兵庫県、岡山県、島根県、山口県、香川県、高知県、大分県、佐賀県、
 岩手県、群馬県、三重県、和歌山県、広島県、香川県、
 佐賀県、
 会館運営特別委員

3 終つて本会会長の挨拶、愛知県議長の謝辞があつて閉会した。
 なお、次回開催地については、幹事会の評議決定に委せた。

委員会付託議案一覧

議案番号	件名	委員会別	提出ブロック
第一号議案	地方財政の確立について	(地方行財政)	東北、東海北陸、近畿、中国
第二号議案	地方団体の過去の赤字対策について	同	関東
第三号議案	公債費対策確立について	同	関東、近畿、中国、九州
第四号議案	地方財政再建促進特別措置法の改正について	同	九州
第五号議案	法定外普通税の創設についての地方団体の自主性を尊重されたい	同	近畿
第六号議案	地方道路護与税の税率の引き上げについて	同	中国
第七号議案	たばこ消費税の税率の引き上げについて	同	同
第八号議案	道府県民税の均一賦課徴収について	同	東海北陸
第九号議案	警察費の国庫補助額拡大並びに定員について	同	近畿
第一〇号議案	人事院の給与勧告に伴う財源措置について	同	東海北陸、近畿

第一号議案	補助事業の早期決定と工事進捗に 応ずる補助金の概算交付について	同	近畿
第二号議案	公職選挙法の一部改正について	同	同
第三号議案	水道施設完備促進について(撤回)	同	同
第四号議案	水道事業に対する金融機関の設置 について(撤回)	同	中国
第五号議案	新農山漁村建設総合対策について (農林)	同	東海北陸
第六号議案	沿岸漁民の海外出漁母体に対する 財政補助について	同	関東
第七号議案	公有林造成に対する特別起債並び に造林事業の拡充に伴う補助制度 等の改善措置について	同	中国
第八号議案	米の県外移出に際し、その石数に 応じ、国の食糧管理特別会計より 石当り百円程度の交付金を当該県 に交付せられたい	同	東北
第九号議案	木炭公營検査費の一部国庫負担に ついて	同	同
第一〇号議案	漁業共済保険制度の確立について	同	関東
第二十一号議案	農業改良資金制度について	同	東海北陸
第二十二号議案	内地麦価格の適正なる決定につい て	同	関東
第二十三号議案	自作農維持創設資金の枠の拡大に ついて	同	九州
第二十四号議案	糸価安定特別会計の資金増枠につ いて	同	関東
第二十五号議案	甘しよ澱粉政府買い上げ枠の拡大 について	同	九州

第五八号議案	中小企業に対する政府施策の強化について	同	近畿
第五九号議案	政府系金融機関の有機的連繫運営と金利引き下げについて	同	近畿、中四国
第六〇号議案	観光行政の総合的施策の樹立について	同	近畿
第六一号議案	国有鉄道建設事業の促進立法化について	同	東海北陸
第六二号議案	青函航路の安全運行確保と津軽海峡連絡陸道の早期着工要望について	同	東北
第六三号議案	教育施設の統合に関する立法措置と補助金について	同	東海北陸
第六四号議案	府県内陸運送事務の委譲と機構改革について	同	中四国
第六五号議案	人絹系高騰の抑制について	同	東海北陸
第六六号議案	地方自治確立に関する決議		幹事会
第七〇号議案	麵粉の政府買い上げ実施と、甘しよの価格安定について	(第(農)二(林))	九州
第七一号議案	河川及び港湾等の水質汚濁防止に關する立法化促進について	(第(厚生、労働)三)	同
第七二号議案	住宅等の災害に対する復旧資金融資制度の確立について	(第(建設)四)	同
第七三号議案	昭和三一、八、一七台風九号、昭和三一、八、一〇台風二五号、昭和三一、九、二六台風一五号災害復旧に關する特別立法措置を講ずるよう政府、国会に対する要望について	同	同
第七四号議案	天災による被害中小企業者等に対する資金の融通に關する特別措置法の制定について	第(通産、その他)五	同
第七五号議案	地方公共団体の金融機関の設置について	(第(地方行政)一)	幹事会

第七六号議案 公職選挙法改正について

同 同

○十月十二日 松江市公会堂において第三十一回地方制度調査委員を開催、本回は、前例により委員改選に伴い、即日緊急開催されたもので、先づ正副委員長の互選に入り委員長に京都府議長を選出、副委員長については、関東ブロックより選出することとしその選出を同ブロックに一任(委員会終了後茨城県議長に決定)。委員長就任挨拶の後、かねて問題となつてゐる昭和三十二年度地方財政確立に關する件について来る十六日全国知事協議会に、今次定例会において決定の縁に副い、会長とともに正副委員長出席し善処することを決定閉会した。

東北七県北海道知事議長合同会議

○十月二十日 東京都において知事議長会議を開催、当面の地方財政対策並びに本会会長の互選を行い、会長に福島県知事、副会長に宮城県知事及び秋田県議長を選出、なお、さきに脱会した新潟県を再び加入することを承認閉会した。





10月15日現在産米收穫予想

北海道	106	104	104	101
青森	112	112	96	90
岩手	103	101	92	86
宮城	108	106	85	82
秋田	107	101	83	72
山形	114	110	59	57
福島	104	99	93	94

全国都道府県收穫予想高

農林省では10月15日現在の31年産米の予想收穫高を、11月5日次のとおり発表した。

① これによると、水陸稲合計收穫予想は6,980万石で、9月15日現在の7,098万石より118万石の減収となつてゐる。

② 30年同期の予想收穫高並びに30年の推定実收穫高は水陸稲合計7,903万石であるからこれに比較すると805万石の減収となる。

③ 作況指数は水稲104%陸稲82%で、9月15日現在の作況指数に比べると水稲106%、陸稲87%をそれぞれ下回つてゐる。

全国地方別作況指数

地方別	水 稲		陸 稲	
	9.15日	10.15日	9.15日	10.15日
全 国	106	104	87	82
北 海 道	46	48	33	23
東 北	115	117	108	108
関 東	112	111	83	76

都道府県名	水 稲 (石)	陸 稲 (石)	合 計
北海道	1,598,300	35	1,598,335
青森	1,895,200	4,900	1,900,100
岩手	1,669,200	8,500	1,677,700
宮城	2,937,300	6,500	2,943,800
秋田	2,863,800	14,300	2,878,100
山形	2,791,000	5,000	2,796,000
福島	2,899,800	30,300	2,430,100
茨城	2,269,200	261,800	2,531,000
栃木	1,759,000	180,700	1,939,700
群馬	918,700	123,700	1,042,400
埼玉	1,635,100	150,300	1,785,400
千葉	2,643,700	68,300	2,712,000
東京都	151,600	78,000	229,600
神奈川県	406,400	113,900	520,300
新潟	4,416,300	4,400	4,420,700
富山	1,688,900	510	1,689,410

石川	川	1,140,600	90	1,140,690
石川	井	1,107,700	360	1,108,060
山梨	梨	467,100	11,300	478,400
長野	野	2,129,900	4,300	2,134,200
岐阜	早	1,459,700	25,700	1,485,400
静岡	岡	1,293,400	47,100	1,340,500
愛知	知	1,996,500	38,900	2,035,400
三河	重	1,437,600	14,000	1,451,600
滋賀	賀	1,551,300	500	1,551,800
京都	都	863,400	590	863,990
大阪	阪	752,000	200	752,200
大分	阪	2,166,300	380	2,166,680
奈良	良	711,900	1,500	713,400
和歌山	歌	622,200	800	623,000
鳥取	取	727,500	4,600	732,100
島根	根	963,700	430	964,130
岡山	山	1,914,600	2,400	1,917,000
広島	島	1,555,900	2,500	1,558,400
山口	口	1,103,800	900	1,104,700
徳島	島	624,100	4,000	628,100
香川	川	932,400	290	932,690
愛媛	媛	937,500	1,700	939,200
高知	知	686,000	1,600	687,600
福井	岡	2,121,700	8,300	2,130,000
佐賀	賀	1,235,500	2,600	1,238,100
長崎	崎	606,900	8,000	614,900

第三回定例道議会の議決を経た条例の公布調

額	1,696,600	105,800	1,802,400
大分	1,144,100	22,700	1,166,800
香崎	955,200	62,900	1,018,100
鹿兒島	1,248,800	180,520	1,429,320
全	68,197,400	1,606,105	69,803,505

件名	議決月日	公布月日 公布番号
北海道職員の特給に關する条例の一部を改正する条例	一〇、九	一〇、一六 六一
北海道職員退職手当暫定措置条例の一部を改定する条例	同	一〇、一〇 六三
北海道特別職職員の特給等に關する条例	同	同同 六四
昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に關する条例	同	同同 六五
北海道職員の特給勤務手当に關する条例	同	同同 六六
北海道有財産条例の一部を改正する条例	同	同同 六八
北海道監査委員に關する条例	同	同同 六九
市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の特給に關する手続及び効果に關する条例	同	同同 七〇

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	同	同	七一
北海道警察組織条例の一部を改正する条例	同	同一〇、七二七	七一
北海道警察組織条例の一部を改正する条例	同	同	七三
北海道警察組織条例の一部を改正する条例	同	同	七四
北海道議会の定例会の回数を定める条例	同	同	七五
北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	同	同	七六
北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	同	同	七七
北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例	同	同	七八
北海道学校職員の特殊勤務手当に関する条例	同	同	七九
北海道新市町村建設促進審議会条例	同	同	八〇
北海道立診療所条例の一部を改正する条例	同	同	八一
北海道家畜市場取締条例を廃止する条例	同	同	八二





地方行政疑義問答集

市長の解職投票に関する疑義

(昭和三十一年八月二十日自内選発七二号)
茨城県選挙委員長宛 選挙部(長)

照会 右について次のとおり疑義を生じたので、目下さしかかった事例でもあり、折返し何分の御教示をたまわりますようお願いいたします。

記

一 管下下館市の市長解職投票を八月十二日に執行する旨を七月二十三日に市選挙管理委員会が告示したところ、水戸地方裁判所は、八月一日に行政事件訴訟特例法第十条第二項本文の規定を適用し、「賛否投票施行に関する告示の執行を停止する。」旨の決定がなされたが、本件のように当該投票の執行前においてその告示をしたことを行政庁の処分と解して投票執行の停止を命ずることができぬものか。

二 もし、右一の決定ができないとすれば、裁判所の投票執行の停止の決定にかかわらず、地方自治法施行令第十六条の二において準用す

る同令第百条の二第二項の規定により、更に告示をし、当該投票を執行してさしつかえないか。それとも他の方法によつてこの解職投票を行わなければならないときは、その投票執行の方法及びその根拠条文をお示し願いたい。

回答 本年八月八日附茨選第三五八号をもつて照会のあつた標記の件については、左記理由により、裁判所が処分の執行の停止を命じたことは誤りであると考え。若し、裁判所において、行政事件訴訟特例法第十条第二項本文の規定の適用を考慮していることが事前に判明しておれば、政府としては、同項但書の規定により、内閣総理大臣の異議申立をなすべきものであつたが、その申立のいともなくしてすでに執行停止命令のあつた今日の段階においては、同条六項の規定があるのであるから、裁判所において当該決定を取消されるよう、貴職においても、御尽力されることが適當と考え。

記

一 市長の解職請求は、地方自治法(以下法という)第八十一条第一項の規定により、選挙権を有する者の総数の三分の一以上の者の連署を以つて請求代表者が当該市の選挙管理委員会になすべきものとされてい。しこうして、選挙人の署名の効力については、同条第二項において準用する法第七十四条の二の規定により、選挙管理委員会においてこれを審査決定し、その結果を関係人の縦覧に供し、異議の申立があつた場合にはこれを再審査すべきものとされている。

この異議の申立に対する選挙管理委員会の決定に不服がある者に対しては、裁判所に出訴することが認められているが、一方、請求代表者において不服がないときは、選挙管理委員会から署名簿の返付を受けてから五日以内に解職の請求をしなければならず(令九六条)、この請求を受理したときは、市の選挙管理委員会は請求代表者の住所氏名及び請求の要旨を告示し(令九八条)、その告示の日から六十日以内において速かに選挙人の投票に付さなければならぬ(令一〇二条)も

のとされている。

このように、法が署名の効力について特に裁判所に出訴することを認めながら、一方、訴訟の提起にかかわらず解職請求の手續を進行せしめるものとしていることは、極めて異例のことであり、敢てこのような制度にした趣旨は、署名の効力の裁判手續による最終的決定には、一般に長い日数を要し、この決定をまつて次の手續に進むものとしたのでは、遂に当該任期間に有効な決定をみるのが困難となるばかりでなく、年月の経過とともに、解職の可否をめぐる客観状勢にも重大な変更を生ずることも予想され憲法第十五条に規定する公務員の罷免に関する国民固有の権利の行使を有名無実ならしめることとなるので、選挙管理委員会の審査によつて一応有効な署名が法定数に達すると認められた場合には、なるべく速かに選挙人の投票に付することとしているのである。

従つて本件の場合のように、投票手續の中断を命じたことは甚しく法の趣旨に反するものといわなければならない。

二 次に裁判所は、行政事件訴訟特例法第十条の規定を適用しているが、この規定は本件については適用の余地がないものである。

即ち、一に述べたように、本件については署名の効力に関し訴訟が提起されても、請求代表者において異議がない限り、解職請求の手續を進行させるべきことを法が命じているのであつて、行政事件訴訟特例法第十条第一項の規定は、全く適用の余地がないのである。

又、同条第二項の規定も次の理由によつて本件には適用されないものといふべきである。即ち、一般に選挙及びその他の投票の手續は、すべて法律の規定に基いて進められるものであつて、裁判に関係する事項についても、例えば選挙又は当選の効力について訴訟が提起された場合には、裁判所の長は、その旨を、地方公共団体の長を経て選挙管理委員会に通知しなければならず（公職選挙法第二二〇条第一項）この通知があれば、例えば補欠選挙を執行すべき事由が生じて選挙

管理委員会はこれを行わず、裁判所から訴訟が係属しなくなつた旨の通知を受けた日から一定期間内に選挙を行うべきものと定めている（法第三四条第三項及び第四項）のである。従つて本件の場合、署名の効力に関する訴訟の提起によつて解職の投票の手續が中断され得るものであることを法が予定しているものとすれば、当然それに関する規定を設けるべきものであり、少くとも裁判所が処分を執行停止を解除した場合における投票手續再開の期日等に関する規定が設けてなければならぬ筈である。然らざれば全く根拠規定なしに投票の手續を進めなければならないことになり、このようなことは、厳格に法律により縛束された行為たる性質を有する選挙又は投票の手續としてはあり得べからざることである。

次に実情論においても、解職投票の手續を中断することは、前述のように法の趣旨に反し、この制度を死物化するにひとしいものであつて、本件に行政事件訴訟特例法第十条第二項本文の規定を適用すべき理由を見出し難い。

これを要するに、選挙又は投票は、法令に定められた一定の手續により、且つ法令に定められた一定の期間内に完了すべきものであつて、そのような手續規定なくしてこれを中断することは、制度の建前から、又選挙及び投票の性質からも考えられないことである。

三 かりに本件に行政事件訴訟特例法第十条の規定の適用の余地があるとしても、同条第二項本文の規定を適用すべきものかどうかについては、更に疑義がある。

即ち、解職の投票の実施によつて償ふことのできない損害を生ずるおそれがあるということは、一理あるやに見受けられる。しかしこれは署名の効力について選挙管理委員会の決定があればたとえ訴訟が継続中であつても解職請求の手續を進めるものとしている制度の当然の結果であつて、こうした制度のもとにおいては、市長の職にあるものは、当然その危険を負わなければならないものである。こういう制度

が果して妥当であるかどうかについては異論があるかもしれないが、しかしそれは裁判所の判断すべきことではない。

四 又裁判所は「執行を停止することによつて公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれありとするに足る事由の認むべきものは存じない」としているが、解職請求の制度を一に述べたように理解するならば、執行停止の措置が賛否投票の投票人の心理及び投票の結果に重大な影響を与え真に自由な状態において行わるべき投票に重大な干渉を加える結果ともなるものであつて、投票の自由を保障する公職選挙法第一条及び地方自治法第八十五条の本旨並びにそもそも解職請求制度の本旨にも相反し、憲法第十五条に規定する国民固有の権利の行使を無意義ならしめるものであることは言をまたないであろう。このことはまさに「執行の停止によつて公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれありとする事由」があるものと言わなければならない。

五 裁判所は本件につき、個人の権利の保護という観点から行政事件訴訟特例法第十条第二項の規定を適用したものであろう。しかし本件事案は、行政事件の中でも最も民事事件的性質の稀薄な事件であり、特に署名と投票との関係は、実質的には、何れも同一事件について同一の選挙人を対象としてその意見を求めるものであり、いわばその意思表示について法律上争の余地の多い署名の効力を投票によつて再決定するものともいふべく、法律的には署名の効力は重要な前提要件であるが、実際問題としては、投票の結果がすべてのことを明確に、最終的に決定するものであり、又それで十分である。被解職請求者にしても、有権者の三分の一の署名がないと信するならば、過半数によつて決する投票の結果にそれ程まで「償うことのできない損害を受けること」とを心配する必要はない筈である。又それであればこそ、署名の効力の確定をまたず、選挙管理委員会による審査の程度で、投票の手続を進めるような制度にされているものであつて、この間の事情を理解され、又行政事件訴訟特例法第十条の執行停止は、内閣総理大臣の異

議があればこれをなし得ないものであり、本件の場合この異議を申立てる時間的余裕のなかつたことを考慮されるならば、裁判所においても、同条第六項の規定により、執行停止の決定を速かに取消されるべきものと考へる。



北海道議會常任委員會委員名簿

(昭和30・9・27現在)
○は正 △は副委員長

總務委員

(十三名)

厚生委員

(十一名)

井口	窪田	宮本	村本	中山	太元	△塚田	児玉	岩田	○齋藤	高田	天谷	田呂	河野	大保	堀久	小山	山内	松尾	△麻里	
三	梯	重	和	辰	善	平	治	正	留	由	庄	益	ミ	信	政	仙	長	忍	三	
三	良	廣	巖	平	男	男	作	信	郎	志	吉	一	一	夫	平	夫	ヨ	郎	信	一
(自)	(自)	(勞)	(社)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(社)	(社)	(自)	(自)	(自)	(社)	(勞)	(社)	(自)	(自)	(自)	(自)

商工労働委員

(十一名)

農務委員

(十一名)

吉田	△笠井	○朝日	橋本	杉本	堀野	黒松	増田	西島	桶谷	深山	○宮坂	大島	△森川	鈴木	新木	橋本	舟木	山西	伊藤	道下	○佐間	徳川	
定	幸	正	榮	豊	秀	信	順	利	和	寿	三	源	輝	清	英	吉	作	美	貞	祐	伊	平	
次	郎	衛	昇	誉	一	夫	夫	一	三	男	團	美	郎	清	重	隆	郎	侃	一	一	一	作	江
(自)	(社)	(協)	(社)	(自)	(社)	(協)	(社)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)	(社)	(社)	(勞)	(社)	(社)	(自)	(自)	(自)	(自)	(自)

冷害凶作対策特別委員(十七名)

見 増本 ○ 蒔 中 大 伊 西 桶
 山 田 多 田 牧 沢 藤 島 谷
 増 信 吉 余 重 順 利
 太
 夫 一 江 吉 保 郎 弘 三 雄
 (社) (社) (自) (自) (自) (自) (自) (自) (自)

兄 岩 笠 △ 太 井 窪 田 村 舟 林 中 岩 泉 堀 大 塚 二
 玉 田 井 田 口 田 呂 本 木 山 本 谷 田 石 田 瓶
 由 留 幸 益 丞 長 善 政 謙 信 政 順 利 庄 榮
 一
 一 吉 衛 夫 み 松 作 信 侃 二 郎 一 治 毅 雄 平 吾
 (自) (自) (社) (社) (社) (社) (協) (社) (社) (自) (自) (自) (自) (自) (社) (勞) (協)

北海道税条例改正審査特別委員(十七名)

塚 田 二 ○ 斎 井 太 橋 村 兄 中 △ 佐 林 川 杉 山 伊 深
 見 々
 田 呂 瓶 藤 野 田 本 本 山 野 木 口 本 元 藤 山
 庄 善 榮 正 正 益 正 政 増 与 利 謙 常 榮 三 作 和
 平 作 吾 志 揮 夫 譽 信 夫 作 雄 二 一 一 三 一 園
 (勞) (協) (協) (社) (社) (社) (社) (社) (社) (社) (自) (自) (自) (自) (自) (自) (自)

新 高 秋 △ 笠 橋 渡 堀 堀
 川 橋 山 井 本 部 野
 輝 石 孝 幸 正 勇 豊 重
 太
 隆 松 郎 衛 譽 雄 夫 平
 (勞) (協) (協) (社) (社) (社) (社) (社)

圖書室だより

各官公庁・その他よりの 受贈圖書

圖書名	受贈先
アメリカカーナ 一〇十二号	専門図書館協議会
アジア経済の概観	同
国連の基礎知識	同
外国貿易の発展を阻むソ連	同
変貌するアメリカ	同
原子力関係資料目録 一〇九号	同
北海道資料センター資料目録②	同
専門図書館北海道地区協議会結成記念資料展示会目録	同
逐次刊行物受入一覧(外国資料編)	同
警察官の教養に関する世論調査	同
和歌山県水害についての世論調査	同
栄典制度についての世論調査	同
国富調査を資産再評価資料の利用	同
資産再評価資料取集調査員必携	同
市区町村の事務取扱について	同
昭和三十年国家調査のための法人資産調査質疑応答集	同
インド第2次5カ年計画の概要	同
新農村建設計画資料目録	同
アイゼンハワー大統領の年頭一般教書	同

一九五六年イギリス経済白書	同	賠償支払の限度と欧州諸国の平和条約賠償条項	同
個人事業体等資産調査提要	同	フィリピンにおける経済開発計画	同
労働経済より見たる労働基準法違反の傾向と問題点	同	原子力平和利用の基本課題	同
日本農業の性格形成	同	イギリスの原子力公社法について	同
昭和三十年国富調査要綱	同	北海道の林業	道 林 務 部
鹿島守之助伝	同	西谷弥兵衛	道 西 谷 弥 兵 衛
地方財政制度論	同	地方自治研究会	道 地 方 自 治 研 究 会
経 済	同	道 勞 働 部	道 勞 働 部
中小企業論	同	参 議 院	参 議 院
参議院要覧	同	札 幌 市 長	札 幌 市 長
琴 似 町 史	同	調査立法考査局	調 査 立 法 考 査 局
レフアレックス 六十八号	同	第一法規出版社	第 一 法 規 出 版 社
自治 春秋 十月号	同	道 自 治 協 会	道 自 治 協 会
旬刊 広報 二〇八・二〇九号	同	道 自 治 協 会	道 自 治 協 会
北海道自治 十月号	同	国立国会図書館	国 立 国 会 図 書 館
びぶろす 十月号	同	北海道警察本部	北 海 道 警 察 本 部
北海 警友 十月号	同	通産省広報課	通 産 省 公 報 課
通産 旬報 八八・九〇号	同	総理府統計局	総 理 府 統 計 局
労働力調査報告 七月号	同	道立農業試験場	道 立 農 業 試 験 場
農業試験場研究 四十九号	同	奈良県議会議務局	奈 良 県 議 会 事 務 局
奈良県議会時報 二十六号	同	神奈川県議会議務局	神 奈 川 県 議 会 事 務 局
神奈川県議会月報 七号	同	栃木県議会議務局	栃 木 県 議 会 事 務 局
栃木県議会月報 九、十合併号	同		

群馬県議会時報 九月号	群馬県議会議務局
東京都議会月報 七、八合併号	東京都議会議政局
福井県議会時報 三〇号	福井県議会議務局
福岡県議会月報 四二号	福岡県議会議務局
大阪府会 九、十合併号	大阪府会事務局
埼玉県議会時報 二十一号	埼玉県議会議務局



昭和三十一年十一月二十日発行

北海道議会時報（第八卷第十一号）

編集 北海道議会議事務局調査課

発行 北海道議会議事務局

十月のメモ

- 1 ○ラダクリシエナンインド副大統領訪日。
- 2 ○新市町村教委発足。
- 3 ○領土問題国民大会開かる。(札幌)
- 3 ○首相訪ソ閣議決定、首相代理に重光外相。
- 3 ○日ソ交渉全権団決定。
- 3 ○道農民同盟臨時総会開かる、委員長に河口陽一氏。
- 5 ○全国知事会議で財政健全化のための農業振興税創設など決議。
- 5 ○同連安保理事會開かる。(スエズ問題討議)
- 6 ○本道の冷害対策協議会を設置閣議決定。
- 6 ○道有林五十週年記念式典挙行。(中島スポーツセンター)
- 6 ○日、印通商航海条約の交換公文を交換。
- 6 ○北京で日本商品展示會開かる。
- 7 ○農林省本年度(九月十五日現在)産米作柄概況発表。(七千九十万石)
- 7 ○西鉄ライオンズ優勝。(バリーグ)
- 7 ○鳩山全権一行モスクワへ出発。
- 8 ○全国警察本部長會議開かる。(東京都)
- 9 ○周中国首相、日、中復交を希望するの語る。
- 10 ○第三回定例道議會閉會。
- 10 ○道教委委員長に安孫子孝次氏五選さる。
- 10 ○本道冷害に天皇陛下から見舞金。
- 11 ○チフピンスキー駐日ソ連漁業代表部公使來道。
- 11 ○比叡山延暦寺焼失。
- 12 ○全国都道府県議會議長会定例会開かる。(松江市)
- 12 ○オランダ首相一行モスクワ着、プソ連首相と会見。
- 12 ○第五回全国青年大会開かる。(東京都)
- 12 ○東京都下砂川町の強制測量で八百七十五名負傷。
- 15 13 ○日、中貿易促進に關する共同声明正式調印。(民間代表部設置)
- 15 13 ○三重県参官線六軒駅で列車転覆、死傷、行方不明五八名。
- 15 13 ○佐久間発電所完工式行わる。(三十五万KW)

- 16 ○紫綬褒章受章者決る。(町田嘉章、藤原義江、西崎辰之助、三船久藏、島善隣、椎尾弁匡、榎本義春、河野せん、桐原葆見、金成マツ、河竹繁俊、海老沢亨、石原忍)
- 17 ○第九次ソ連引揚船進徳丸引揚者四十七名を乗せ舞鶴に入港。
- 17 ○パンアメリカン機太平洋上で遭難。
- 17 ○全国学校長研究協議會開かる。(東京都)
- 17 ○道教育長に稲垣氏(衛生部長)発令。
- 17 ○第三十一回道展開幕。
- 18 ○日本シリーズ終る。西鉄ライオンズ四勝二敗で優勝。
- 18 ○核兵器実験禁止を米英と協定の用意ありとソ連同連代表言明。
- 18 ○日、ソ交渉ついに妥結。
- 18 ○米大リーグのドジャース来日。
- 18 ○冷害視察のため高崎農相代理來道。(二十一日離道)
- 19 ○靖国神社の秋季例大祭行はる。
- 19 ○日、ソ共同宣言及び通商航海暫定取決め議定書調印成る。
- 19 ○日、ソ共同宣言案閣議で承認。
- 20 ○鳩山、ブルガーニン往復書簡発表。(外務省)
- 20 ○全道各地に初雪。
- 20 ○札幌管理局旧庁舎全焼。
- 20 ○中米ホンジュラスでノーデター成功。
- 22 ○人事院新炭手当支給を勧告、支給は本道を除く五、四級地。
- 23 ○比嘉琉球民政府主席急死。
- 25 ○札幌郵政局庁舎落成。
- 26 ○北京の日本商品展で即売品に粗悪品続出。
- 28 26 ○同連安保理開く、ハンガリー問題討議。
- 28 26 ○社会党道連第三回全道大会開く。(二十九日閉會、委員長に松浦定義氏)
- 28 26 ○第十一回秋季国体開幕(十一月二日閉幕)
- 30 29 ○日、印文化協定調印。
- 30 29 ○中東に動乱起る、イスラエル軍エジプトに侵入。
- 30 29 ○本道冷対下備費支出額決る、十一億一千万円、救農土木費に十億。
- 31 ○同連安保委で米提案の中近東で武力行使を禁ずる決議案に英、仏拒否権を行使。
- 31 ○英、仏、エジプト攻撃開始。
- 31 ○英、仏の行動支持せずとア米大統領重大警告。